

ガス保安行政について



特定ガス発生設備を有するガス小売事業者

2024年7月

九州産業保安監督部 保安課

目次

1. **ガス事業法における保安と技術基準**
2. **ガス事故関係**
3. **ガス事故事例**
4. **立入検査関係**
5. **ガス事故報告**
6. **台風及び豪雨時の情報収集・報告**
7. **ガス事業法の手続きは保安ネットで!!**
8. **ガス事業法関係の改正等**

1. ガス事業法における保安と技術基準

(1) ガス事業法とは

- ①制定：昭和29年 ※大改正 昭和45年（技省令、技告示制定）
平成12年（技術基準の性能規定化）
平成29年4月1日（ガス全面自由化）
- ②目的：ガスの使用者の利益を保護し、及びガス事業の健全な発達を図るとともに、
ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造及び販売を規制
することによって、公共の安全を確保し、あわせて公害の防止を図ること。

1. ガス事業法における保安と技術基準

(2) ガス工作物の保安に係るガス事業者の責務

ガス工作物の保安確保は、ガス事業者の自主的な保安体制による！

① ガス工作物を技術上の基準に適合するように維持する義務

根拠条文：法第21条

② ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規程を定め、届け出るとともに遵守する義務

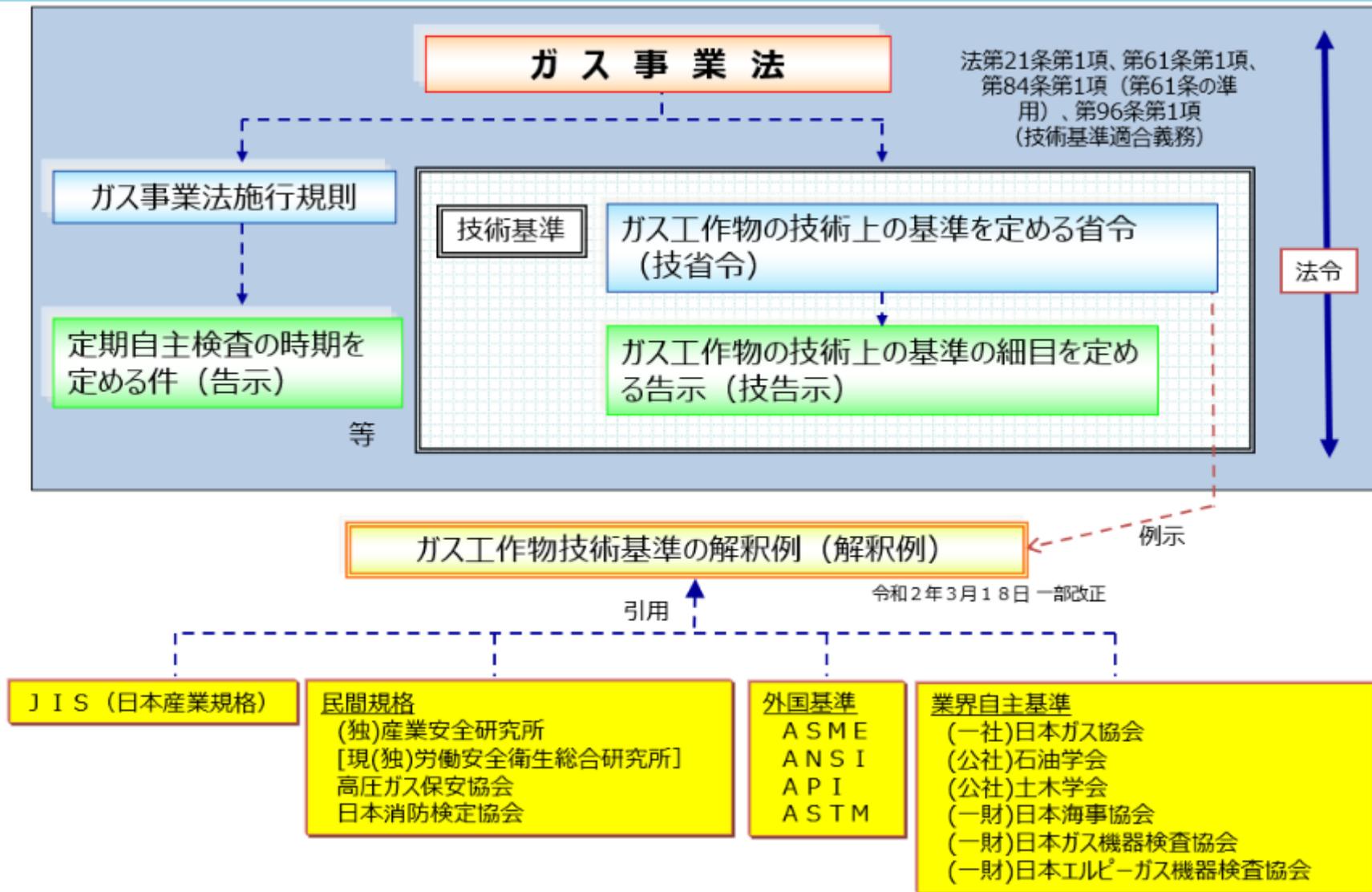
根拠条文：第24条

③ ガス主任技術者を選任し、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせる義務

根拠条文：法第25条

1. ガス事業法における保安と技術基準

(3) ガス事業法の技術基準の体系



目次

1. ガス事業法における保安と技術基準
2. ガス事故関係
3. ガス事故事例
4. 立入検査関係
5. ガス事故報告
6. 台風及び豪雨時の情報収集・報告
7. ガス事業法の手続きは保安ネットで!!
8. ガス事業法関係の改正等

2. ガス事故関係

報告規則の改正が要因？

- ・R5.3.31に改正
- ・報告を要する供給支障戸数を緩和
(30戸⇒100戸)

(1) 2023年の集計結果について①

① 事故報告件数について

- 1) 全国では250件で、前年の404件より154件減少した。
- 2) 九州管内では17件で、前年の25件より8件減少した。

② 死傷事故報告件数について

- 1) 全国において死亡者を伴う事故は発生していない（前年の死亡事故は1件、死亡者2名・負傷者1名）。
- 2) 全国において人身事故（死亡および負傷事故を指す。以下同じ。）（CO中毒を含む）は22件発生している。（前年の人身事故（CO中毒を含む）は12件）
- 3) 全国の死傷者数（死亡および負傷者数を指す。以下同じ）（CO中毒を含む）は38人で、前年より7人増加した。
- 4) 九州管内における人身事故は2件（CO中毒1件を含む）前年より1件増加した。負傷者数は10人（CO中毒9人を含む）で、前年より9人増加した。

2. ガス事故関係

(1) 2023年の集計結果について②

③段階別事故件数について

- 1) 製造段階は、全国で8件発生し、前年の6件より2件増加。
九州管内では前年同様に発生していない。
- 2) 供給段階は、全国で134件発生し、前年の271件より137件減少。
九州管内では8件、前年の16件より8件減少。
- 3) 消費段階は、全国で108件発生し、前年の127件より19件減少。
九州管内では9件、前年と同様であった。

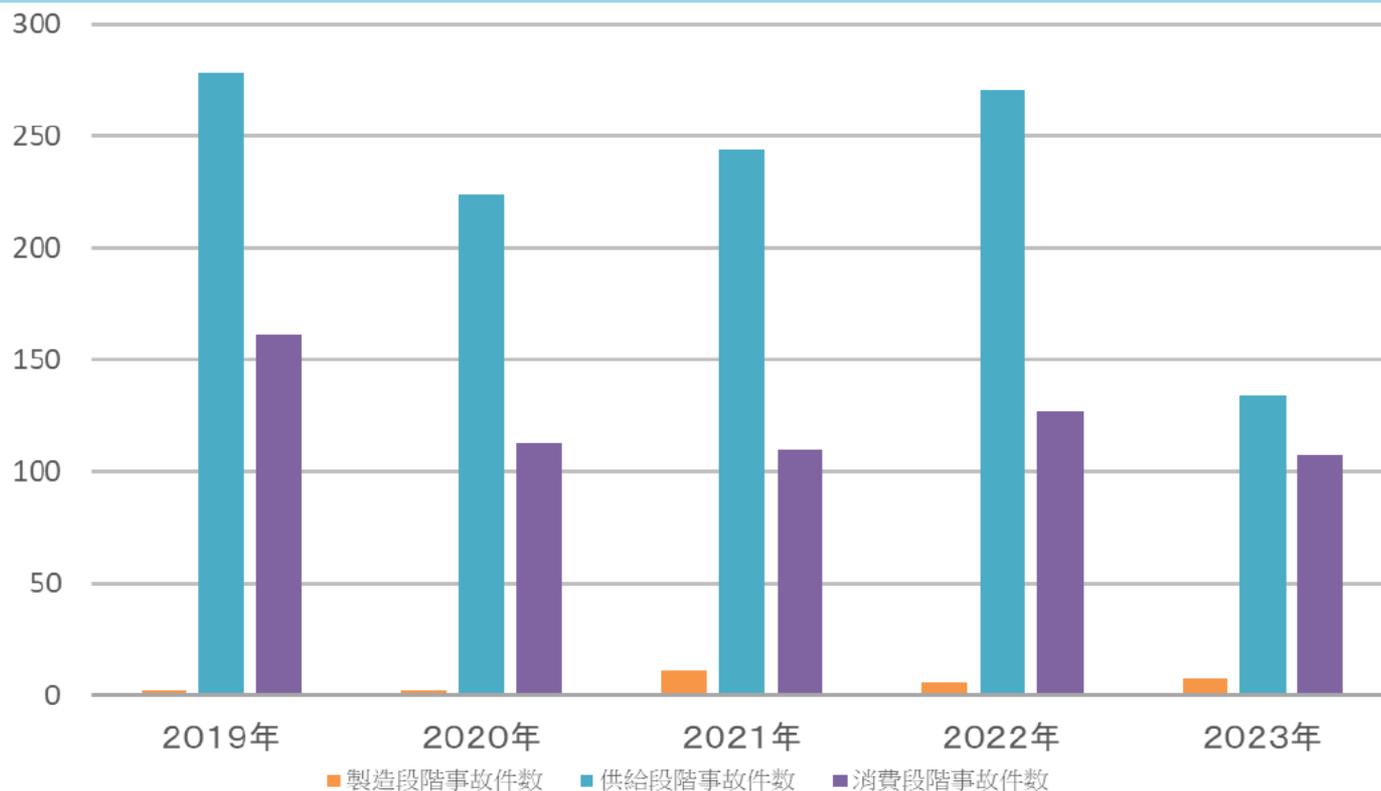
報告規則の改正が要因？

・R5.3.31に改正

・報告を要する供給支障戸数の緩和
30戸⇒100戸

2. ガス事故関係

(2) 各段階別のガス事故発生状況（全国）

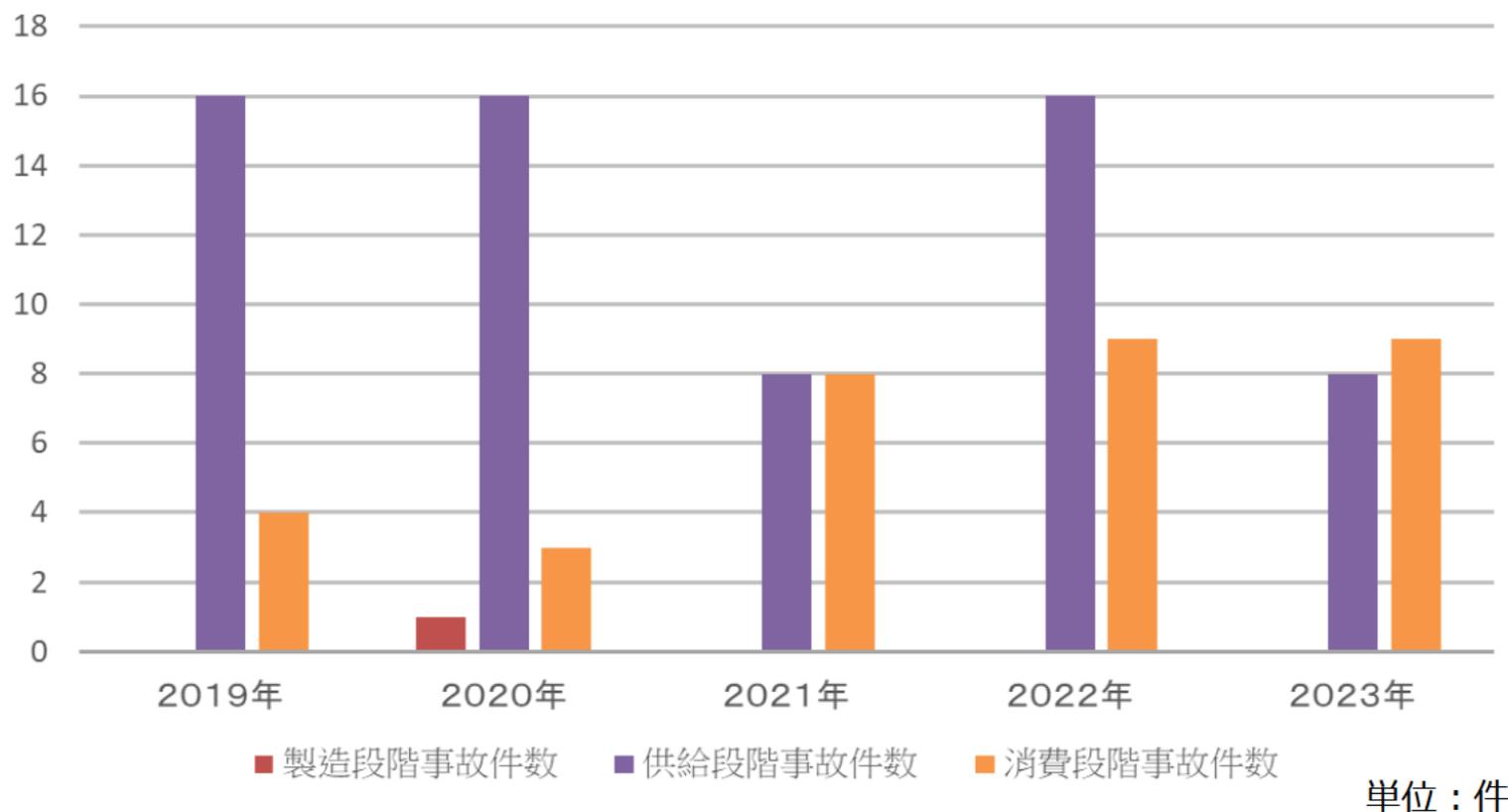


単位：件

発生年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
製造段階事故件数	2	2	11	6	8
供給段階事故件数	278	224	244	271	134
消費段階事故件数	161	113	110	127	108

2. ガス事故関係

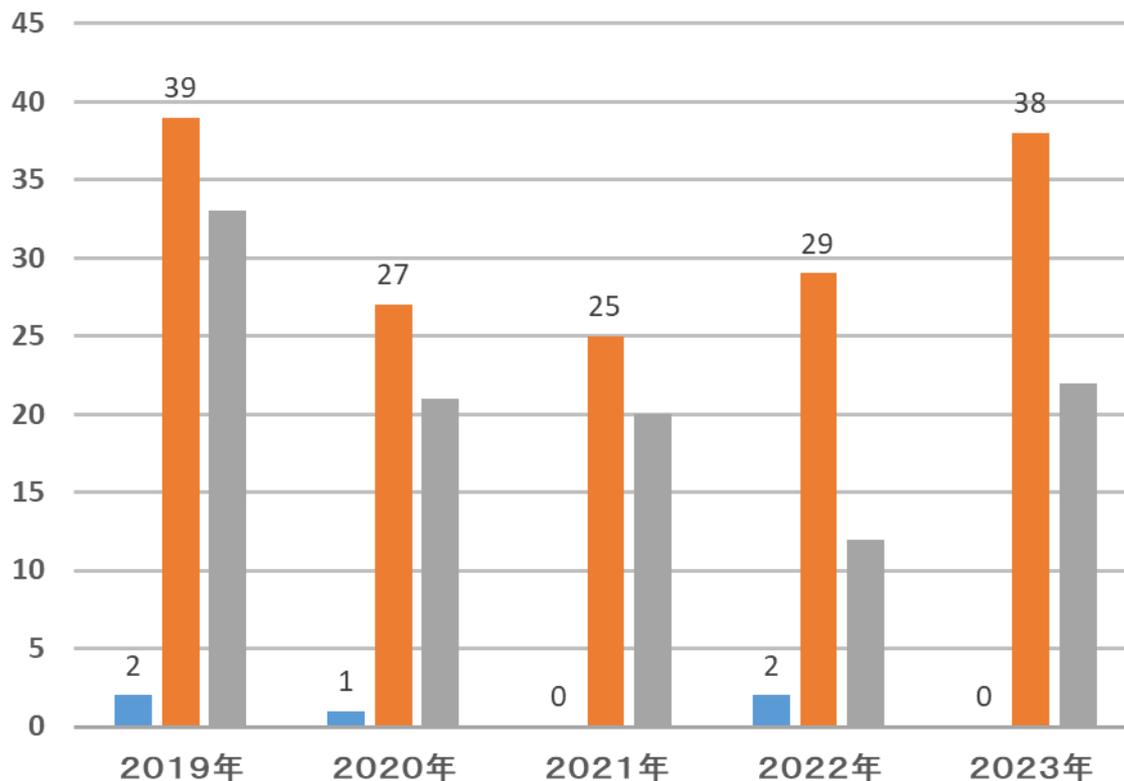
(2) 各段階別のガス事故発生状況（九州）



発生年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
製造段階事故件数	0	1	0	0	0
供給段階事故件数	16	16	8	16	8
消費段階事故件数	4	3	8	9	9

2. ガス事故関係

(3) ガス事故の負傷者数及び死亡者数の推移（全国）



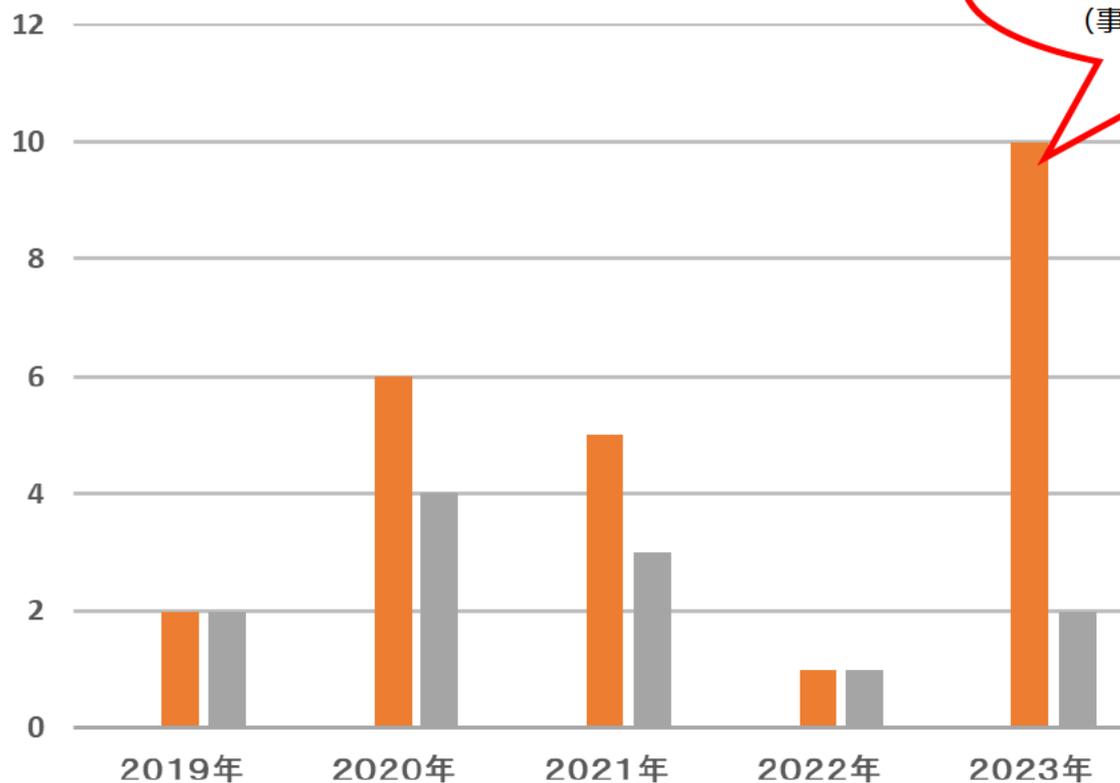
■ 死亡者数 ■ 負傷者数 ■ 死傷者を伴う事故件数

単位：件

発生年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
死亡者数	2	1	0	2	0
負傷者数	39	27	25	29	38
死傷者を伴う事故件数	33	21	20	12	22

2. ガス事故関係

(3) ガス事故の負傷者数及び死亡者数の推移 (全国)



負傷者10名のうち、
9名が九州で発生したCO中毒事故
(事故事例⑧参照)

■ 死亡者数 ■ 負傷者数 ■ 死傷者を伴う事故件数 単位：件

発生年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
死亡者数	0	0	0	0	0
負傷者数	2	6	5	1	10
死傷者を伴う事故件数	2	4	3	1	2

2. ガス事故関係

(4) 段階別事故（内訳）について①

①製造段階事故の内訳（全国：8件、九州：0件、人身事故0件）

1) 製造設備（特定製造設備を除く）における事故 4件

【内訳】

- 気化装置の溶接部の損傷 3件
- 熱量低下によるシャットダウンによる製造支障 1件

2) 特定製造設備における事故 4件

【内訳】

- 配送ミスによるガス切れ 1件
- 圧力調整タンクの腐食漏えいによるガス切れ 1件
- 調整器の圧力調整不具合 1件
- 使用側から予備側に切り替わった際の予備供給ライン閉止 1件

2. ガス事故関係

(4) 段階別事故（内訳）について②

②供給段階事故の内訳（全国：134件、九州8県、人身事故：12件）

1) 全国における事故（全国：134件、人身事故：12件（18人））

【内訳】（人身事故のみ計上）

- 自社工事 6件（7人）
- 他工事 4件（6人）
- 灯内内管の劣化 1件（1人）
- その他 1件（4人）

2) 九州における事故（九州：8件、人身事故：1件（1人））

【内訳】

- サンドブラスト・差し水による事故 5件
- 自社工事による事故 1件（1人）
- 他工事による事故 1件
- 腐食劣化事故 1件

2. ガス事故関係

(4) 段階別事故（内訳）について③

③消費段階事故の内訳（全国：108件、九州9県、人身事故：2件）

1) 全国における事故（108件（うち人身事故10件））

【内訳】

- 漏えい・着火に係るもの 106件（約98%）
- 不完全燃焼（CO中毒）に係るもの 2件（11名）（約2%）

2) 九州における事故（9件）

【内訳】

- 漏えい・着火にかかるもの 8件
- 不完全燃焼（CO中毒）に係るもの 1件（9名）

2. ガス事故関係

(5) ガス事故報告件数及び死傷者数 (全国)

(単位：件、人)

発生年	18~22 年平均	19~23 年平均	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
製造段階事故件数	6.0	5.6	2	2	11	6	8
死亡事故件数(死亡者数)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
負傷事故件数(負傷者数)	0.2(0.2)	0.2(0.2)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)
供給段階事故件数	248.4	230.2	278	224	244	271	134
死亡事故件数(死亡者数)	0.4(0.4)	0.4(0.4)	2(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
負傷事故件数(負傷者数)	9.6(13)	9.6(13.4)	13(17)	11(14)	9(11)	3(7)	12(18)
消費段階事故件数	136.0	123.8	161	113	110	127	108
死亡事故件数(死亡者数)	0.4(0.6)	0.4(0.6)	0(0)	1(1)	0(0)	1(2)	0(0)
負傷事故件数(負傷者数)	12(21.6)	12.2(10.8)	18(22)	6(12)	11(15)	9(22)	10(20)
うち、不完全燃焼	4	3.0	6	3	1	3	2
死亡事故件数(死亡者数)	0.2(0.2)	0.2(0.2)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)
負傷事故件数(負傷者数)	3.8(12.0)	2.8(9.4)	6(9)	2(8)	1(3)	3(16)	2(11)
合計事故件数	390.4	391.8	441	339	365	404	250
前年比	-0.46%	-0.10%	9.43%	-23.13%	7.67%	10.68%	-38.20%
死亡事故件数(死亡者数)	0.8(1)	0.8(1.0)	2(2)	1(1)	0(0)	1(2)	0(0)
負傷事故件数(負傷者数)	21.8(34.8)	20.6(31.6)	31(39)	18(27)	20(25)	12(29)	22(38)

目次

1. ガス事業法における保安と技術基準
2. ガス事故関係
- 3. ガス事故事例**
4. 立入検査関係
5. ガス事故報告
6. 台風及び豪雨時の情報収集・報告
7. ガス事業法の手続きは保安ネットで!!
8. ガス事業法関係の改正等

3. ガス事事故事例

事事故事例①【漏えい・着火：軽傷1名】（供給段階）

【事故概要】

建物解体に伴い灯外埋設内管（白管：口径25mm）の撤去工事中、灯外内管切断後、掘削構内にて切断した灯外内管のガスバーシ作業を送風機により開始したところ、送風機の火花が着火源となり、掘削構外の供給管から漏えいしたガスに引火し、協力会社作業員1名が火傷（軽傷）した。

【原因：灯外内管切断工事中の漏えい】

灯外内管切断作業中に下流側の灯外内管からの漏えいを発見したが、社内ルールに基づく保安部署への連絡を実施することなく、自ら仮修理を実施しそのまま切断作業を完了した。

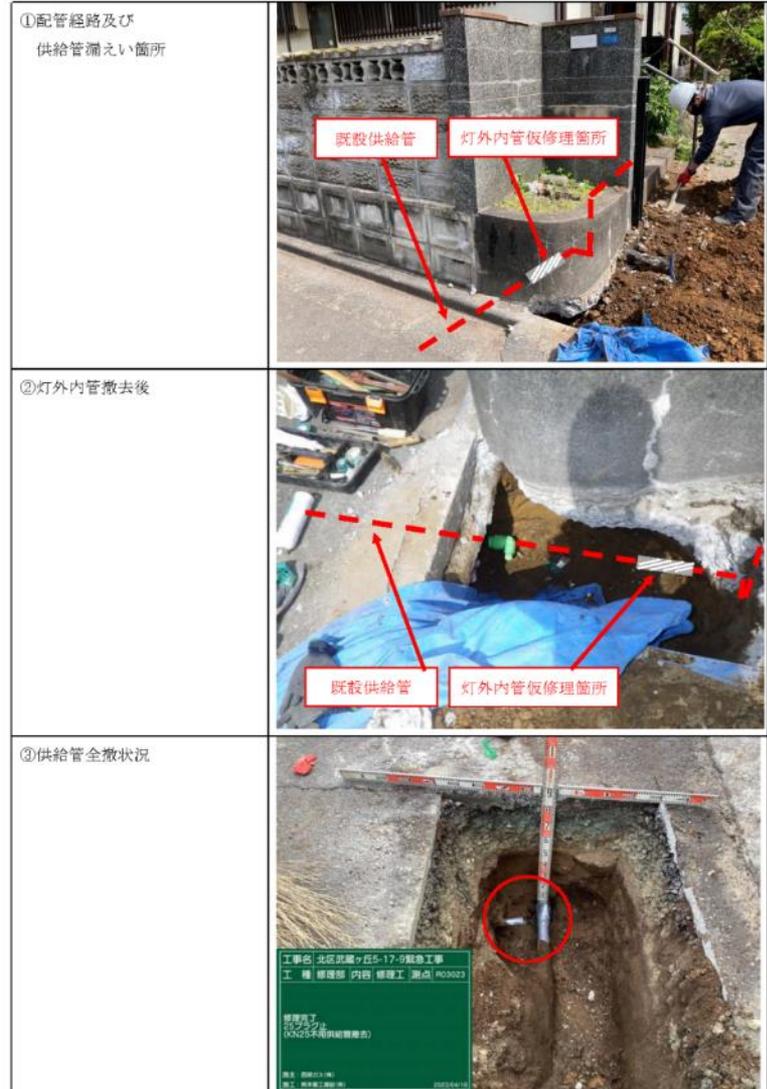
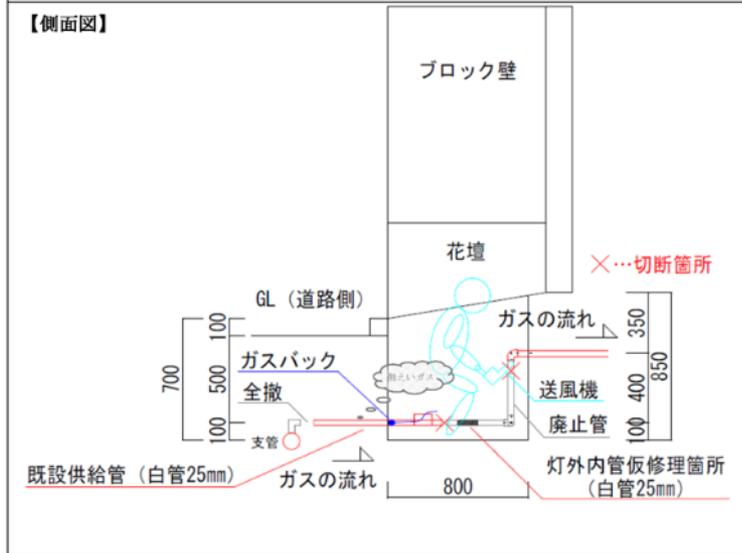
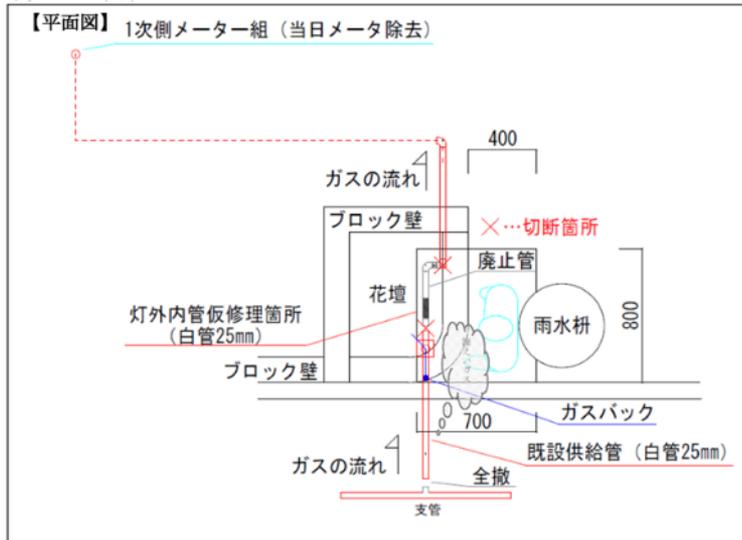
その後、周辺漏えい確認を怠り、送風機によるガスバーシ作業を開始した。その結果、当該工事の掘削溝外の供給管から漏えいしたガスに、送風機の火花が着火源となり引火したものと推測される

【対策】

- 作業前の周辺の漏えい確認の徹底
- ガス漏れを確認した際の保安部署への連絡の徹底
- 漏えい修理完了後の作業着手の徹底
- 掘削溝内での送風機の使用禁止

3. ガス事事故事例

事事故事例①【漏えい・着火：軽傷1名】（供給段階）



3. ガス事故事例

事故事例②【漏えい・着火：軽傷1名】（供給段階）

【事故概要】

一般住宅の火災現場にて、出勤・待機中のガス事業者の処理要員が火災で倒壊した建物のがれきの中の一部が鎮火・着火を繰り返していることを確認した。灯外内管が折損し漏れたガスで着火を繰り返しているのではと考え、その旨を消防に伝え、露出チーズ部においてガスを止めることになった。

作業する周囲に十分放水消火してもらい、火が消えていることを確認した後、消防立会の下、当該チーズのプラグを取り外し、チーズストッパーを挿入しガスを止めようとした際、噴出したガスに着火し、処理要員（1名）が火傷（軽傷）を負った。

【原因】

完全に鎮火する前の着火可能性がある状況でガスが噴出する作業を行ってしまった。

【対策】

以下の2点を全社員に周知した。

- 火災現場において、完全鎮火の連絡があるまでは活ガスを放出する作業は絶対行わないこと
- 他機関よりガスを止めるよう要望があった場合は保安閉栓を含め現場と指令で十分検討してから対応すること

3. ガス事事故事例

事事故事例③【供給支障事故（他工事事故）】（供給段階）

【事故概要】

需要家から「ガスが出ない」とガス事業者へ通報があり、調査した結果、当該地区のガス管内に水が流入し滞水していることを確認した。供給支障戸数は周辺需要家196戸。解体業者が、整地工事中に灯外内管（鋼管：40mm）と給水管（40mm）を同時に損傷し、給水管から漏水した水道水が灯外内管に流入したことになる。

【原因：他工事による灯外内管損傷】



3. ガス事事故事例

他工事事故の防止に向けた取り組み①

経済産業省

20240306保局第3号
令和6年3月7日

厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課建設安全対策室長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事その他の工事をいう。以下同じ。）において、毎年ガス管を損傷する等の事故が発生しています。こうしたガス事業者以外の者（以下「建設工事等事業者」という。）によるガス事故は、全事故件数の約3割を占める状況が続いており、ガス事故の大きな要因の一つとなっています。

最近の事故事例では、敷地内水道工事において、電動工具にてガス管を損傷させた際に漏出したガスに着火し、作業員1名が負傷する事故（2023年4月）や、建築関係工事（住宅、リフォーム）において、別の管をのこぎりで切断する際に誤って配管を損傷させガスが漏えいする事故（2023年11月）や、敷地内整地工事において、誤ってガス管（灯外内管）及び水道管を損傷し、損傷したガス管へ水道管からの水が流入したことで本管を閉塞させ、近隣の複数の建物に対する供給支障事故（2023年12月）などがありました。

建設工事等に起因する事故の原因としては、建設工事等事業者が、①ガス管の存在を知らずに工事に着手した、②目的の配管と誤ってガス管を切断した、③ガス管の埋設位置を誤って認識していた、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかった等、建設工事等事業者の確認ミス等となっています。

経済産業省では、このような建設工事等におけるガス管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、ガス業界と協力して建設工事等事業者に対する啓発や広報活動を進めているところです。

つきましては、このような建設工事等におけるガス管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、建設工事等事業者に対し、以下の要請をお願いします。

←令和6年3月7日付けで本省ガス安全室より、他工事事故の防止に向け関係省庁及び関係団体対し、協力依頼を行いました。

3. ガス事故事例

他工事事故の防止に向けた取り組み②

1. 建設工事等の前には、ガス事業者に対し、ガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、当該建設工事等にガス事業者へ立会いを求めること。なお、LPガスの供給区域であっても埋設配管が設置されていることがあることから、LPガス事業者への確認を徹底すること。
2. ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の工事作業員全員に周知を行い、適切な工事作業が行われるようにすること。
3. ガス管が埋設されている付近では、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
4. 敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部の浅い箇所が存在する場合があります。特に注意すること。
5. 建設工事等の際、ガス管又はガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡すること。
6. ガスの臭いを感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡すること。

(同封資料)

- ・ 参考資料 建設工事等事業者向けパンフレット



建設工事等事業者向けパンフレット

3. ガス事事故事例

事事故事例④【漏えい・着火：軽傷1名（令和2年発生）】（供給段階）

【事故概要】

常時閉止中のバルブ（放散管）に差し水が溜まっていることを認知後、バルブを開放すると下流の集合住宅の供給管に水が流れ込み供給支障を起こす恐れがあることから、差し水が溜まっている側の放散管側から採水をすることにした。

ガス事業者の従業員1名及び工事会社の作業員2名にて、放散管（40A）からバキューム車にて採水を試みたが採水できず、放散管（40A）にガスホース（10A）を挿入し、バキューム車にて採水を開始した。

ガス漏えい対策として放散管とガスホースの隙間にウエスを差し込んでいたが、ウエス部分からガスが漏えいし、何らかの原因で着火し工事会社作業員1名が火傷（軽傷）を負った。なお、放散管のバルブを閉止し、速やかに消火した。

【原因：ガス工作物の誤操作】

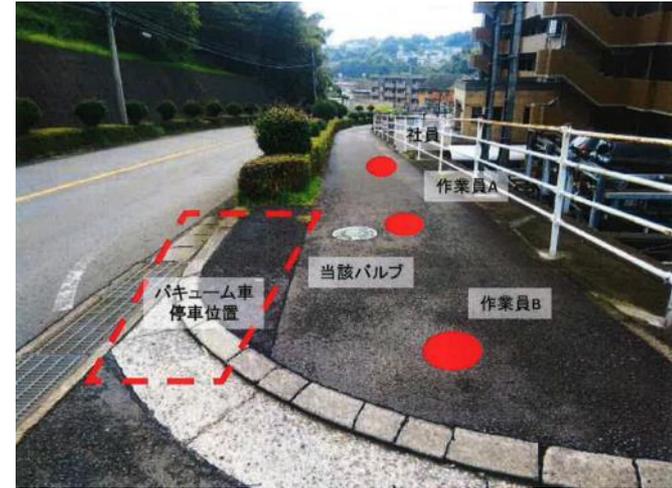
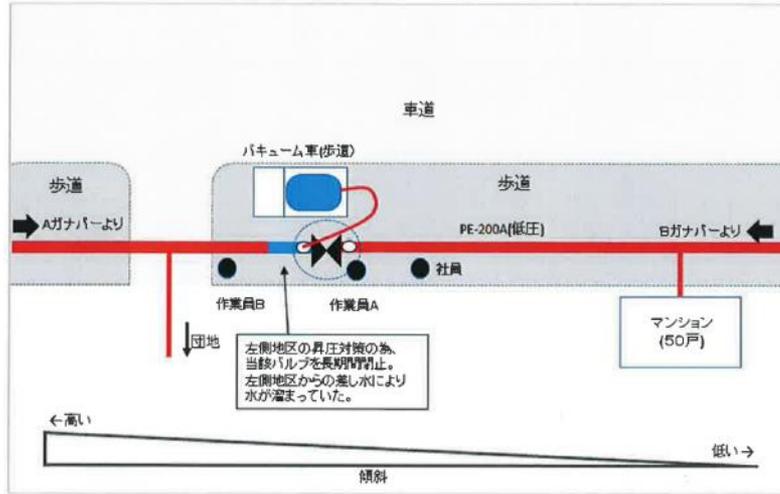
採水機能のない放散管から採水を実施していた。

【対策】

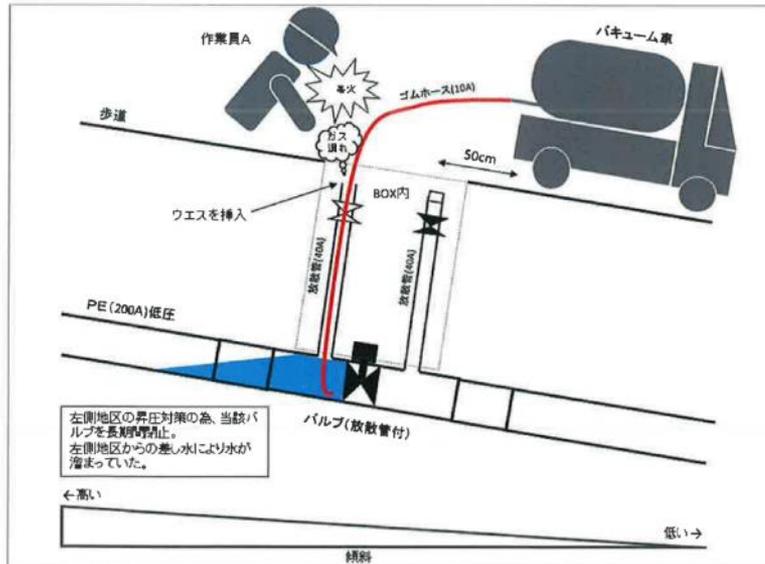
- 採水機能のない放散管からの採水作業の禁止
- なお、事故が発生した箇所において今後水が溜まった場合、バルブの開放を行い、低地側の水取器にて採水作業を実施する

3. ガス事故事例

事故事例④【漏えい・着火：軽傷1名（令和2年発生）】（供給段階）



詳細図



3. ガス事事故事例

事事故事例⑤【酸素欠乏】（供給段階）

【事故概要】

敷地内（更地）に先行埋設していた灯外内管（PE30mm）の地境切断工事において、協力会社作業員（1名）が自ら掘削した穴（深さ約80cm、幅約55cm、奥行幅約45cm）に上半身を入れ、ガス遮断を行わず（スクイズ未設置）ガス管の切断を行い、生ガスが噴出し、酸素欠乏状態になって意識を失い、死亡に至ったと推定される。

当該作業員は現場作業責任者と2名で作業を実施していたが、事故時、現場作業責任者は打合せのため、作業場所にはいなかった。

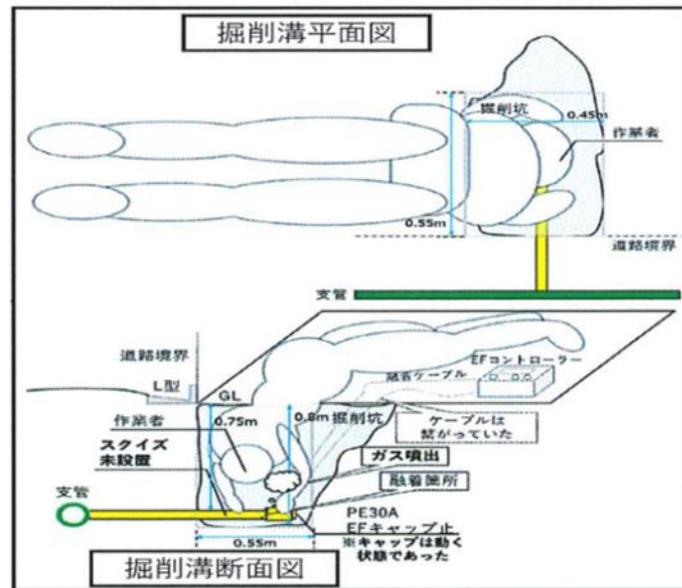
【原因：灯外内管からの生ガス噴出による酸素欠乏死亡事故】



地境切断掘削口 外観



地境切断掘削口 地境切断箇所



3. ガス事事故事例

自社工事における酸素欠乏事故防止の取り組み①

自社工事における酸素欠乏事故（令和6年1月18日発生）に対する注意喚起

日本ガス協会を通じて、ガス事業者各位に対して、安全第一主義をより一層徹底し、リスクのある作業において、当該リスクが十分に考慮され、実効性のある対応となっているか再点検し、工事作業要領・基準等の内容、安全管理体制の適切性の再確認、従業者に対する安全教育の徹底など、所要の対応の強化を注意喚起を実施（経済産業省ガス安全室：令和6年3月7日）

1. ガス事業者は、工事作業要領・基準等の内容、実施されている安全確認手法の内容が、ガス管の切断等のガス漏出等の可能性のある作業において、ガス遮断、現場作業責任者の立会監視下での実施等、酸素欠乏に対する安全措置が十分に考慮された適切なものとされていること。
2. 作業の外注において、安全確保、作業品質を確保するために必要な法令、保安規程、工事作業要領・基準等が要求事項として整備され、その遵守が担保されていること。
3. ガス事業者は、上記1、2を踏まえ、工事における安全管理を適切に実施すること。
4. ガス事業者は、埋設管工事に係る従業者に対して、事故事例、上記1、2を踏まえた安全対応の確実な実施に関して、再度、教育を行い、徹底すること。

3. ガス事事故事例

自社工事における酸素欠乏事故防止の取り組み②

経済産業省

20240307保局第1号
令和6年3月7日

一般社団法人 日本コミュニティーガス協会 会長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

ガス工作物の自社工事における事故（酸素欠乏事故）の防止について
（注意喚起・要請）

令和6年1月18日神奈川県における敷地内でのガス管の地境切断工事において、酸素欠乏によるものと考えられる作業員1名が死亡する事故が発生しました。類似の事故は、埼玉県で死亡1名、軽症者1名が発生する事故が平成31年に発生している他、コミュニティーガスにおいても広島県で平成27年に1名が死亡する事故が発生しています。（別紙）

今回の事故は、地境切断工事中に自ら掘削した穴の中に頭を入れて作業を行っていたが、ガス遮断作業を行わないままガス管の切断作業を行ったことにより、生ガスが噴出し、酸素欠乏により罹災されたものと考えられます。

また、当該作業は、単独作業により行われており、現場作業責任者が作業場所から離れている際に発生しました。

この度の事故を踏まえ今後の事故の再発防止を図るため、貴協会におかれましては、ガス事業者各位に対して、安全第一主義をより一層徹底し、リスクのある作業において、当該リスクが十分に考慮され、実効性のある対応となっているか再点検し、工事作業要領・基準等の内容、安全管理体制の適切性の再確認、従業員に対する安全教育の徹底など所要の対応の強化に努められますよう周知していただくとともに下記の事項を徹底されるよう求めます。

記

1. ガス事業者は、工事作業要領・基準等の内容、実施されている安全確認手法の内容が、ガス管の切断等のガス漏出等の可能性のある作業において、ガスの遮断、現場作業責任者の立会監視下での実施等、酸素欠乏に対する安全措置が十分に考慮さ

れた適切なものとされていること。

2. 作業の外注において、安全確保、作業品質を確保するに必要な法令、保安規程、工事作業要領・基準等が要求事項として整備され、その遵守が担保されていること。
3. ガス事業者は、上記1、2を踏まえ、工事における安全管理を適切に実施すること。
4. ガス事業者は、埋設管工事に係る従業員に対して、事故事例、上記1、2を踏まえた安全対応の確実な実施に関して、再度、教育を行い、徹底すること。

3. ガス事故事例

自社工事における酸素欠乏事故防止の取り組み③

(別紙)

埋設管工事における酸素欠乏事故概要

1. 神奈川県における事故概要

(1) 発生日時

令和6年1月18日16時57分頃

(2) 被害状況

人的被害 死者1名

(3) 事故の概要

敷地内(更地)に先行埋設していた灯外内管(PE管 30mm)の地境切断工事において、協力会社作業員が自ら掘削した穴(深さ約80cm、幅約55cm、奥行約45cm)に上半身をいれて作業を行っていたが、ガス遮断を行わないままにガス管の切断を行ったことから、生ガスが噴出し、ガス管切断後の作業途中で酸素欠乏状態になって意識を失い、死亡に至ったと推定される。

工事場所には現場作業責任者と2名で赴いていたが、現場作業責任者は打ち合わせのため、当該事故時、作業場所から離れた場所におり、現場に戻った現場作業責任者が作業員が動かない状態で反応しなかったため、穴から引き出し、蘇生措置、救急搬送したが死亡が確認された。なお、ポケットガス検知器も現場作業責任者が携帯していたため、作業場所には無い状態であった。

2. 埼玉県における事故概要

(1) 発生日時

平成31年3月13日15時50分(消防受付時間)

(2) 被害状況

人的被害 死者1名、軽症1名

(3) 事故の概要

解体予定の建物敷地内の灯外内管(PE管 30mm)の地境切断工事において、協力会社作業員が自ら掘削した穴(深さ約90cm、幅約50cm、奥行約50cm)に上半身をいれた状態であるところを土地所有者に見え、救出され、救急搬送されたが死亡が確認された。近隣で別の機器交換作業に従事していた協力会社作業員が消防によるガス漏えい注意喚起に気づき、現場に入ったところ、地境切断作業中の掘削穴からガスが噴出していることを確認し、応急措置を実施した。

当該工事は死亡した作業員が単独で赴き、一人作業であった。

3. 広島県における事故概要(コミュニティーガス)

(1) 発生日時

平成27年8月27日14時03分頃

(2) 被害状況

人的被害 死者1名

(3) 事故の概要

解体中の建物敷地内の灯外内管の地境切断工事において、掘削穴内で灯外内管の切断・プラグ止め作業中、作業員1名が掘削穴内で漏出したプロパンガスによって酸素欠乏状態となり死亡した。

当該工事においては、作業手順に記載された、ホースマスクの着用、防爆仕様の送風機の使用、ガス管切断からプラグ止め作業までの二人作業の徹底が行われていなかった。

3. ガス事事故事例

事事故事例⑥【漏えい・着火：軽傷2名】（供給段階）

【事故概要】

灯外内管内に侵入した水を、ガス会社の社員2名でコンプレッサーを用いて抽水作業を実施していたところ、作業箇所近くにあった給湯器から出火し、作業中の当該社員2名が負傷し、当該給湯器のフロントカバーが変形した。

抽水作業において、管内から水と一緒に排出されたガスが、近くにあった給湯器の周辺に滞留し、需要家が当該給湯器の電源を入れたことで点火スパークに引火したと推定される。

【原因】

抽水作業を行うにあたり、作業員は保安管理者やガス主任技術者に作業方法を確認すべきところ行わず、以下のとおり作業を実施した。

- ガスの供給を止めることなく、マイコンメーター上流側でガス管を取り外した
- 抽水作業によりガス管から排出された水やガスをその場で放出した

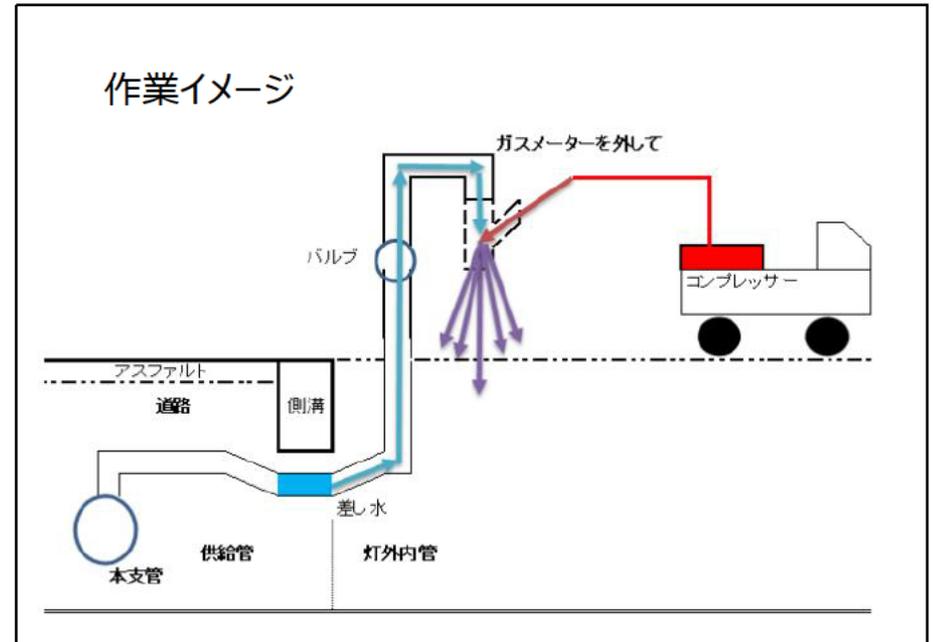
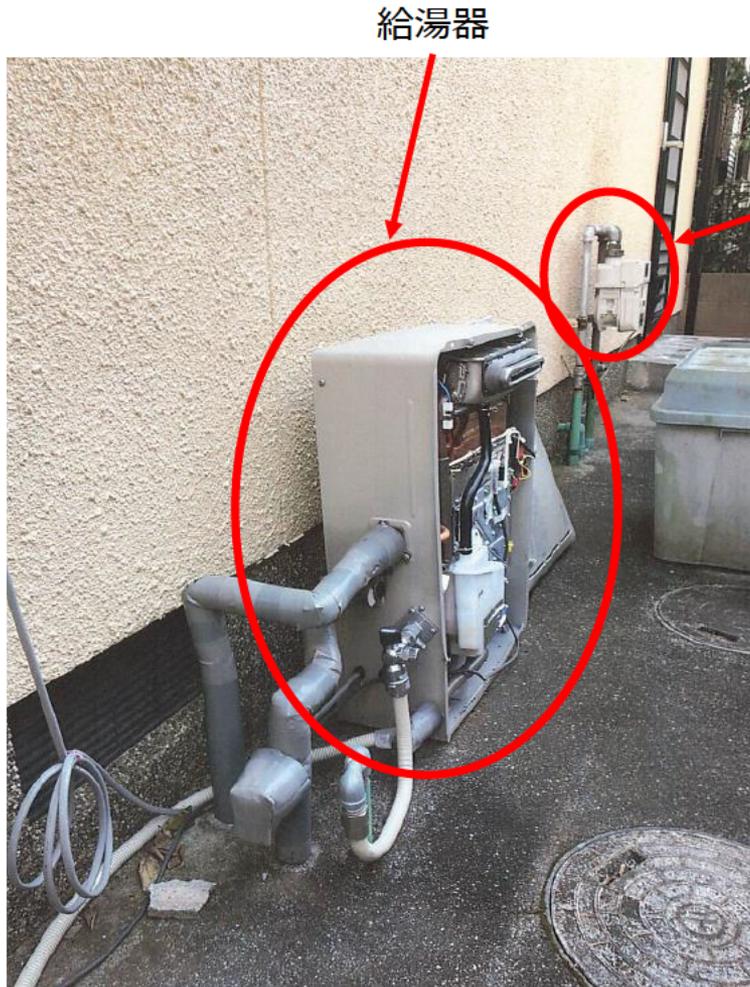
また、作業時、事前に需要家に給湯器を使用しないよう伝えていたが、需要家がそのことを失念し、給湯器を使用した。

【対策】

- 抽水作業は専門業者への委託を徹底
- 社内保安教育の実施

3. ガス事故事例

事故事例⑥【漏えい・着火：軽傷2名】（供給段階）



3. ガス事事故事例

事事故事例⑦【CO中毒（令和5年5月27日）】（消費段階）

【事故概要】

病院の食器洗浄室にて食器洗浄機を使用していた従業員4名が意識朦朧となっていたので、隣室にいた従業員5名が食器洗浄室に入ったところ、5名も体調不良を訴えた。病院に搬送され、全員（9名）がCO中毒（軽症）と診断された。

【原因：換気不良・機器の燃焼不良】

当日、電気工事が行われ、予備側への電源の切替操作が行われ、排気ファンが停止したが、気付かずに食器洗浄機を使用していた。また、食器洗浄機からは不完全燃焼によるCOが発生していた。

なお、業務用換気警報器は設置されていたが、需要家を取り外していた。

【対策】

- ガス機器使用時は必ず排気ファンが稼働していることを確認
- ガス機器（食器洗浄機）の定期点検を専門業者へ依頼
- 業務用換気警報器が発報した時は、必ず通報

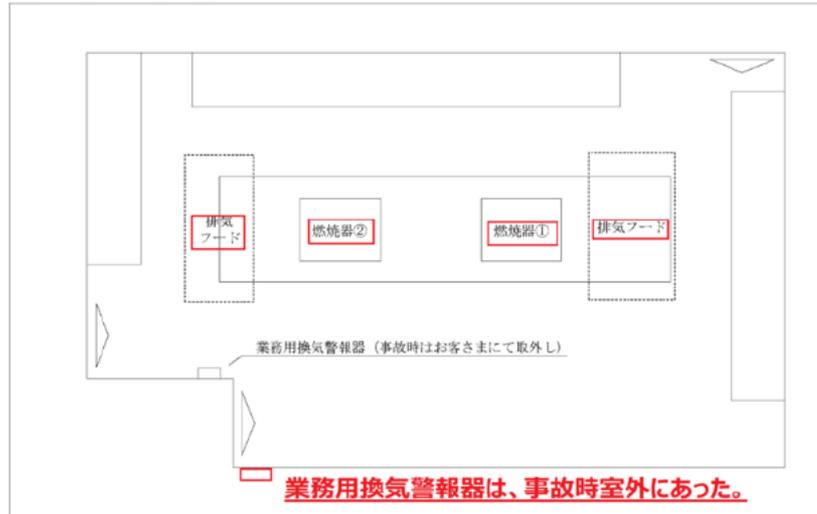
（参考）病院の一酸化炭素中毒事故の事故発生要因について（報告）

<https://kyushu-cc.hosp.go.jp/news/detail/id/952.htm>

3. ガス事故事例

事故事例⑧【CO中毒（令和5年5月27日）】（消費段階）

現場平面概要図（2階洗浄室）



食器洗浄機からは不完全燃焼によるCOが発生

当日、電気工事が行われており、排気ファンが停止



3. ガス事故事例

CO中毒事故防止に向けた取り組み①

食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について

近年、食品工場及び業務用厨房施設等において液化石油ガス及び都市ガス（以下「ガス」という。）の消費設備による一酸化炭素（以下「CO」という。）中毒事故が発生しています。

特に昨年8月には、静岡県の企業において、社員食堂の厨房で業務用食器洗浄機の使用中に従業員11名がCO中毒となる事故が発生するなど、2022年は3件（死者0名、CO中毒16名）の事故が発生しています。これらの事故原因の多くは、機器の経年劣化や換気が不十分なため、消費設備が不完全燃焼を起こし、COが発生したものです。

食品工場及び業務用厨房施設等においてひとたびCO中毒事故が発生した場合、多くの人を巻き込み、甚大な被害を及ぼす可能性があることから、換気、点検、手入れ、業務用換気警報器設置等の重要性について、業務用厨房等の所有者や使用者等の理解を促すことが重要です。

経済産業省は、食品工場及び業務用厨房施設等におけるガスの消費設備によるCO中毒事故を防止するため、下記の事項について、ガスの消費設備の使用者及び管理者に対して注意喚起をします。

記

1. ガスの消費設備の使用中は必ず換気（給気及び排気の両方）を行うこと。特に夏期、冬期等冷暖房機を使用する際に、長時間室内を閉め切りの状態にすることが想定されるため、換気扇や換気装置によって十分に換気が行われているか、必ず確認すること。なお、現場において換気し忘れを防止するための工夫を実践すること。
2. ガスの消費設備の使用者及び管理者は、ガスの消費設備の使用開始時及び使用終了時にガスの消費設備及び換気設備の異常の有無を点検するほか、1日に1回以上、当該設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の使用中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。
3. ガスの消費設備及び換気設備は、その使用に際して取扱説明書を十分に読み、適切に使用すると共に、設備の作動状況の確認、ほこりや汚れの除去、フィルターの清掃

←ガスの消費設備による一酸化炭素中毒事故を防止するため、関係省庁、関係団体及び都道府県を通じて、ガスの消費設備の使用者及び管理者に対する注意喚起を行いました。

3. ガス事事故事例

事事故事例⑨【漏えい・着火】（消費段階）

【事故概要】

需要家から「コンロから音がし、臭気がある」とガス事業者へ通報があり、調査した結果、強化ガスホースのコンロ側接続部の焼損と微量のガス漏れを確認した。

2週間程前に業務用一口コンロを使用中、接続部に火が着いた為、ガス栓を閉止したら火が消えたので、そのまま使用していた。また、ホースバンドは緩んだ状態になっていた。なお、ガス漏れ警報器は設置されていなかった。

【原因：強化ガスホースへの過度な負荷応力】

清掃でコンロを都度移動させているという問診結果より、器具側の強化ガスホース接続部に繰り返し過度な応力がかかり微量なガス漏えいが発生、コンロの炎が着火原となり引火、強化ガスホース焼損に至ったものと推測される。

【対策】

- 需要家に対して、ガスの安全使用、ガス漏れ、及び異常に気付いた際のガス会社への連絡方法の周知
- ガス機器、及びガス栓とホース類の接続部へ過度な応力が加わらないよう日常管理の願いを継続

3. ガス事故事例

事故事例⑨【漏えい・着火】（消費段階）



3. ガス事事故事例

事事故事例⑩【漏えい・着火】（消費段階）

【事故概要】

需要家から「ガス栓付近で炎が上がった。火は消したが台所からガスの臭いがする。ガス栓を閉めたら収まったが点検して欲しい。」との連絡を受け、ガス会社が現場へ出動。

ガスコンロ用ガスソフトコードが焼損していること、ソフトコードのガス栓接続部に鋭利なものでつけられたと思われる大きな亀裂が確認された。

【原因】

コンロ及びコンロ下等の清掃が行き届いている状況、及び亀裂の状態から、清掃時にコンロ接続を一時的に外す為、需要家自身によりカッター等でソフトコードを切断しようとしたものと考えられる。

【対策】

- ・需要家へのガス安全使用の周知、ガス接続具の日常点検に関する周知など。
- ・当該需要家のガスソフトコード取替。
- ・本事故事例を当社の社内関係部署へ周知し、同種の事故防止に対する知識の向上を図る。

3. ガス事事故事例

事事故事例⑪【漏えい・着火】（消費段階）

【事故概要】

需要家より「瞬間湯沸器（屋外型）を使用した際に爆発音がして変形した」との連絡を受け、ガス事業者が訪問したところ、当該機器のフロントカバーが変形しているのを確認した。

当該建物では塗装業者による外壁塗装工事が行われており、当該機器の給排気口が養生カバーで覆われていた

【原因】

給排気口が養生カバーで覆われた状態で需要家が当該機器を使用した。正常な燃焼とならず未燃ガスとして滞留。当該機器の点火操作を繰り返したことで、点火スパークにより滞留した未燃ガスに着火し異常燃焼し、フロントカバーの変形に至ったもの

【対策】

外壁塗装業者に対し、以下の徹底するよう依頼した。

- 塗装工事の際にやむを得ず当該機器の給排気口を養生カバーが覆う場合は、お客様に対しガス機器を使用しないよう周知すること
- 作業終了後に、速やかに養生カバーの覆いを取り外すこと

3. ガス事故事例

外壁塗装工事におけるCO中毒事故防止に向けた取り組み

経済産業省

20240306保局第3号
令和6年3月7日

国土交通省不動産・建設経済局 建設市場整備課長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故等の防止について（協力依頼）

ガス事業を取り巻く社会環境の変化と想定されるリスク等を踏まえ、今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「ガス安全高度化計画2030」及び「液化石油ガス安全高度化計画2030」を策定し、2030年の死亡事故ゼロに向けて、国、ガス事業者、需要家及び関係事業者等が協働して様々なアクションプランを実行しています。そのアクションプランの一環として、住宅塗装工事等においてガス機器の給気・排気部が閉塞され、不完全燃焼や異常燃焼に伴う一酸化炭素中毒事故の防止対策について、塗装事業者等への周知・啓発をすることとしています。

昨年は関係者のご尽力もあり、住宅塗装工事等における一酸化炭素中毒事故は発生しませんでした。一方で塗装事業者に関する事故としては、消費者が湯沸器を使用したところ、給排気口が養生カバーで覆われていたため正常な燃焼とならず、未燃ガスとして機器内に滞留した。当該機器の点火操作を繰り返したことで、点火スパークにより滞留した未燃ガスに着火し異常燃焼し、フロントカバーの変形に至ったものと推測される事故（2023年9月）が発生しています。

このように、ガス機器の給気・排気部が閉塞された状態で使用した場合、爆発や異常燃焼によりガス機器が破損するほか、酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあります。

このため、塗装工事業者等に対し、引き続き下記の要請を行っていただきますようお願いいたします。

記

- 養生を行う場合には、ガス機器の給気部及び排気部を塞がないこと。
- やむを得ずガス機器の給気・排気部をビニールシート等で塞ぐ場合には、当該ビニールシート等を取り除くまではガス機器を使用しないよう、確実に住人へ周知徹底すること。
- 工事終了後は、速やかに養生のためのビニールシート等を外すこと。

(参考資料)

- 塗装等工事関係者向け注意喚起チラシ

←令和6年3月7日付けで本省ガス安全室より国土交通省に対し注意喚起するよう依頼を実施。併せて、関係協会等にも協力を依頼。

↓ 塗装等工事関係者向け注意喚起チラシ



(チラシ掲載(経済産業省HPより))

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/03/20230310-03.html

3. ガス事故事例

(参考1) 消費機器調査の際、不在処理する場合、技術基準不適合の需要家には注意

事故事例：BF式風呂釜のCO中毒（令和元年5月3日）

一般住宅（一般業務用建物）において、需要家（1名）が入浴中、CO中毒を発症し、病院へ搬送された。風呂釜は、BF式で製造後40年近く経過し通常使用方法では点火出来ず、破損した点火確認窓より割りばしを挿入して点火していた。

原因は、当該風呂釜の点火確認窓が破損し、また給排気筒の給気部の一部が欠落していたことから燃焼時の給排気のバランスが崩れ、燃焼排ガスが屋外に排出されずに、浴室内に滞留してCO中毒に至ったと推測される。

* 消費機器調査の結果、技術上の基準に適合しないため、通知をしていた。（開栓日平成25年7月19日）

* 直近の消費機器調査は、不在処理。（平成28年7月11日）

消費機器調査を行う事項：規則 第202条第6号八及び二（特監の表示が無に限る）ガスふろがまであって密閉燃焼式のもの（屋内に設置するものに限る。）は、次に定める基準に適合すること。

八．給排気部が外壁を貫通する箇所には、当該給排気部との間に排気ガスが屋内に流れ込む隙間がないこと。

二．給排気部の先端は、屋外に出ていること。

3. ガス事事故事例

(参考2) 消費機器調査の際、燃焼器と接続されていない末端ガス栓（可とう管ガス栓には金属製の栓）に注意

事事故事例：漏えい・爆発（液石法：平成30年12月20日）消費段階
燃焼器用ホースの先に消費機器が接続されていないガス栓があり、ラーメン店のオーナーが、複数のガス栓を開いた際、このガス栓を誤って開いてしまった。ガス漏れ警報器が鳴動し、店内がガス臭くなったため、販売事業者に電話連絡した上でガス栓を閉じたが、消費機器が接続されていないガス栓は普段使用しないものであったことからこの時に閉じてなかった。その後もガス漏れ警報器は鳴動していたが、窓を開けて喚起を行ったところガス臭さがうすれ、使用中だったガス炊飯器にも異常が無いことから、火をつけても問題ないと判断した。寸胴に乗せたガスコンロにノズル付きライターで火をつけようとしたところ、ガスに引火し爆発した。

【原因：可とう管ガス栓の開閉ミス（金属製の栓を未接続）（重傷者1名）



消費機器が接続されていない可とうガス栓



燃焼器ホース先端から火が噴いている



厨房内部（落下したレンジフード）

3. ガス事事故事例

(参考3) 業務用厨房施設等における一酸化炭素(CO)中毒事故の防止について (注意喚起) ①

令和6年6月7日付けで、業務用LPガス消費機器の使用者に対して一酸化炭素(CO)中毒事故の防止についての注意喚起を行いました。

九州産業保安監督部管内において、令和6年5月、液化石油ガス(以下「LPガス」という。)にかかる2件の一酸化炭素(以下「CO」という。)中毒事故が発生しました。

2件とも厨房施設で発生し、1件は換気不足、1件は給気フィルターの目詰まりが原因と考えられています。いずれも消費設備が不完全燃焼を起こし、COが発生したと推定されます。当部管内でのLPガスにかかるCO中毒事故は平成30年7月を最後に5年9か月の間発生していませんでしたが、この1ヶ月の間に2件発生していますので、類似事故を防止するため、業務用LPガス消費機器をご使用のみなさまにおかれましては、下記事項にご注意のうえ、LPガスの消費設備(以下「ガス機器」という。)を使用していただきますようお願いします。

1. 換気忘れにご注意を!

給気口が荷物などで塞がっていないか、確認してください。

給気不足だと不完全燃焼を起こし、CO中毒の原因となります。

特に業務用の厨房はガスの使用量が多く、長時間使用するため、十分な換気が必要です。

(次のスライドに続く)

3. ガス事事故事例

(参考3) 業務用厨房施設等における一酸化炭素(CO)中毒事故の防止について (注意喚起) ②

2. 換気の確認とレンジフードのお手入れ！

ガス機器を使うときや使用中は、換気扇や排気ファンが稼働していることを必ず確認してください。

換気設備・排気設備・ガス機器の給気口などに油汚れやホコリが詰まっていますか？
給気不足により不完全燃焼が起こり、COが発生する場合があります。

3. 万一来備え「業務用換気警報器」の設置

COは極めて毒性が強く無色無臭です。

気づかぬうちにCO中毒になると身体が動かなくなり死に至ることもあります。

業務用換気警報器はCOを感知して、ランプと音とでお知らせします。

4. ガス機器の異常を感じたらすぐ連絡！

ガス機器の炎が安定しない・炎の色が赤い・においがするなどの異常を感じたときは、すみやかにガスの使用をやめてLPガス販売事業者に連絡してください。

ガス機器は日頃からお手入れをしましょう

3. ガス事事故事例

(参考3) 業務用厨房施設等における一酸化炭素(CO)中毒事故の防止について (注意喚起) ③

令和6年6月7日

業務用LPガス消費機器を
ご使用のみなさまへ

経済産業省九州産業保安監督部 保安課

業務用厨房施設等における一酸化炭素(CO)中毒事故の防止について (注意喚起)

九州産業保安監督部管内において、令和6年5月、液化石油ガス(以下「LPガス」という。)にかかると2件の一酸化炭素(以下「CO」という。)中毒事故が発生しました。

2件とも厨房施設で発生し、1件は換気不足、1件は給気フィルターの目詰まりが原因と考えられています。いずれも消費設備が不完全燃焼を起こし、COが発生したと推定されます。

当部管内でのLPガスにかかるとCO中毒事故は平成30年7月を最後に5年9か月の間発生していませんでしたが、この1ヶ月の間に2件発生していますので、類似事故を防止するため、業務用LPガス消費機器をご使用のみなさまにおかれましては、下記事項にご注意のうえ、LPガスの消費設備(以下「ガス機器」という。)を使用していただきますようお願いいたします。

記

1. 換気忘れにご注意！
給気口が荷物などで塞がっていないか、確認してください。
給気不足だと不完全燃焼を起こし、CO中毒の原因となります。
特に業務用の厨房はガスの使用量が多く、長時間使用するため、十分な換気が必要です。
2. 換気の確認とレンジフードのお手入れ！
ガス機器を使うときや使用中は、換気扇や排気ファンが稼働していることを必ず確認してください。
換気設備・排気設備・ガス機器の給気口などに油污れやホコリが詰まっていますか？
給気不足により不完全燃焼が起こり、COが発生する場合があります。
3. 万一来備え「業務用換気警報器」の設置
COは極めて毒性が強く無色無臭です。
気づかぬうちにCO中毒になると身体が動かなくなり死に至ることもあります。
業務用換気警報器はCOを感知して、ランプと音でお知らせします。

4. ガス機器の異常を感じたらすぐ連絡！
ガス機器の炎が安定しない・炎の色が赤い・においがするなどの異常を感じたときは、すみやかにガスの使用をやめてLPガス販売事業者に連絡してください。
ガス機器は日頃からお手入れをしましょう。

(参考：経済産業省ホームページ)

「ガスを安全に使用していただくために」

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/gas_anzen/room/equipment/

「ガスを安全に利用する4つのポイント」(パンフレット)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/kouhou/gas_leaflet_blue.pdf

問い合わせ先

経済産業省 九州産業保安監督部
保安課 液化石油ガス係
092-482-5469

3. ガス事故事例

(参考3) 業務用厨房施設等における一酸化炭素 (CO) 中毒事故の防止について (注意喚起) ④

飲食店事業者の不適切な使用等に起因する事故が毎年発生しています。
お店の方だけでなくお客様にも被害が出るケースがあります

⚠ CO(一酸化炭素)中毒にご注意 ⚠

無色・無臭なので、とても気づきにくい。毒性は強力、少量でも危険です。

1

換気忘れにご注意!

給気口が荷物などで塞がっていないか、確認してください。給気不足だと不完全燃焼を起こし、CO中毒の原因となります。
特に業務用の厨房はガスの使用量が多く、長時間使用するため、十分な換気が必要です。

2

換気の確認とレンジフードのお手入れ!

ガス機器を使うときや使用中は、換気扇や排気ファンが稼働していることを必ず確認してください。換気設備・排気設備・ガス機器の給気口などに油汚れやホコリが詰まっていませんか??
給気不足により不完全燃焼が起こり、COが発生する場合があります。

ガスを安全に使用する

4つのポイント

ガス安全広聴キャラクター 我闘野さん

3

万一来に備え「業務用換気警報器」の設置

COは極めて毒性が強く無色無臭です。気づかぬうちにCO中毒になると身体が動かなくなり死に至ることもあります。
業務用換気警報器はCOを感知して、ランプと音でお知らせします。

4

ガス機器の異常を感じたらすぐ連絡!

ガス機器の炎が安定しない・炎の色が赤い・においがするなどの異常を感じたときは、すぐにガスの使用をやめて「緊急時連絡先」にすぐ連絡してください。ガス機器は日頃からお手入れをしましょう。

セルフチェックシート

CHECK

☉ ガスを使用する前に確認!

- 換気扇の作動を確認しましたか?
- 厨房への給気口を荷物等で塞いでいないか確認しましたか?
- ガス機器への給気も必要!
油汚れやホコリ等の詰まりがないか確認しましたか?
- 排気設備が正常に作動しているか確認しましたか?
- 警報器は正常に作動していますか?

☉ ガスを使用中も注意が必要!

- 換気(給気と排気)の確保ができていますか?
- 炎が立ち消えていませんか?
- 青い炎の色で燃えていますか?
(黄色または赤色の炎は不完全燃焼を起こしている可能性があり、CO中毒事故につながる可能性があります)
- フライヤーや麺つゆ器等をお使いの際に空焚きをしていませんか?

こんな時どうする?

① ガス臭い時

- ・火気厳禁
- ・換気設備、電灯等には触れないでください
- ・ガス栓を閉

② 気分が悪い時

- ・CO(一酸化炭素)中毒の恐れ
- ・ガス機器の使用を中止
- ・十分な換気

③ 地震が起こった時

- ・ガス栓を閉
- ・ガス臭い! 窓を全開に!

異常を感じたら
コチラへ連絡を

電話番号等をご記入ください

■販売店

■緊急時連絡先

スマホで
シェアッ!



3. ガス事故関係

(参考3) 令和5年に九州管内で発生したガス事故一覧①

番号	発生日	発生地域	ガス事業区分	災害・事故の概要
1	1/4	福岡県	一般導管	<p>ガス機器修理作業員から「供給圧力が低い」とガス事業者へ通報があったため、調査した結果、当該建物（一般集合住宅）の埋設部の灯外内管（3箇所）に水が滞水していることを確認した。供給支障戸数は当該建物（集合住宅）需要家37戸。なお、滞水の原因は、本支管内に流入した地下水が滞水したことに伴い、湿度の高いガスが供給され、外気温の低下によりガス中の水分が凝縮して水滴が発生したと推測される。</p> <p>【原因：差し水】</p>
2	2/28	福岡県	小売	<p>需要家から「FF式瞬間湯沸器使用中に爆発音がした」とガス事業者へ通報があったため、需要家宅を訪問したところ、FF式瞬間湯沸器のケーシングが変形していることを確認した。爆発音の原因は、当該瞬間湯沸し器の燃焼室内に未燃ガスが滞留し、点火時のスパークにより異常着火したと推測される。</p> <p>【原因：FF式瞬間湯沸器の異常燃焼】</p>
3	4/18	熊本県	一般導管	<p>建物解体に伴い灯外埋設内管（白管：口径25mm）の撤去工事を行っていたところ、灯外内管切断後、掘削構内にて切断した灯外内管のガスパーシ作業を送風機により開始したところ、送風機の火花が着火源となり、掘削構外の供給管から漏えいしたガスに引火し、協力企業作業員1名が火傷（軽傷）した。</p> <p>【原因：灯外内管切断工事の漏えい】</p>
4	4/22	福岡県	小売	<p>需要家がガス機器に接続されていないガス栓（可とう管ガス栓）を誤って開け、近傍で使用していた鋳物コンロが着火源となり、放出されたガスに引火し、近傍ガス管（カラー鋼管）の被覆が焼損した。</p> <p>【原因：ガス栓の誤開放】</p>
5	5/27	福岡県	小売	<p>病院の食器洗浄室にて食器洗浄機を使用していた従業員4名が意識朦朧となっていたので、隣室にいた従業員5名が食器洗浄室に入ったところ、5名も体調不良を訴えた。病院に搬送され、全員（9名）がCO中毒と診断された。当日、電気工事が行われており、排気ファンが停止したが、気付かずに食器洗浄機を使用していた。また、食器洗浄機からは不完全燃焼によるCOが発生していた。なお、業務用換気警報器は設置されていたが、需要家が取り外していた。</p> <p>【原因：換気不良・機器の燃焼不良】</p>

3. ガス事事故事例

(参考3) 令和5年に九州管内で発生したガス事故一覧②

番号	発生日	発地域	ガス事業区分	災害・事故の概要
6	7/3	鹿児島県	小売 (特定)	<p>需要家から「ガスが出ない」とガス事業者へ通報があったため、調査した結果、当該団地のガス管（本支管）に水が流入し滞水していることを確認した。供給支障戸数は周辺需要家158戸。給水管（100mm）からの漏水によるサンドブラスト現象でガスの本支管（ポリエチレン被覆鋼管：口径40mm）の一部が損傷し、当該箇所から水道水が流入したことによる。</p> <p>【原因：サンドブラスト】</p>
7	8/7	福岡県	小売	<p>需要家から「ガス栓付近で炎が上がった。火は消したが台所からガスの臭いがする。ガス栓を閉めたら収まったが点検して欲しい」とガス事業者へ通報があったため、調査した結果、ソフトコードが焼損していることを確認した。ソフトコードの亀裂より漏えいしたガスにコンロの炎が着火原となり引火、ソフトコード焼損に至ったものと推測される。</p> <p>【原因：ソフトコードの亀裂】</p>
8	8/16	長崎県	小売	<p>需要家から「コンロ内部にて火が付いているが消火できない」とガス事業者へ通報があったため、調査した結果、コンロ側接続部のソフトコードに亀裂があり、亀裂から微量なガス漏れを確認した。ソフトコードの亀裂より漏えいしたガスにコンロの炎が着火源となり引火、コンロ配線部の焼損に至ったものと推測される。</p> <p>【原因：ソフトコードの亀裂】</p>
9	8/26	福岡県	一般導管	<p>需要家から「ガスが漏れて引火した」とガス事業者へ通報があったため、調査した結果、開放式湯沸かし器、金属可とう管及び出湯管被覆部等の一部焼損を確認した。原因は、可とう管ガス栓と灯内内管との継手部（白管15mm）が腐食しており、開放式湯沸かし器を使用した際、当該箇所から漏えいしたガスに引火したものと推測される。</p> <p>【原因：灯内内管（継手部）の劣化】</p>
10	8/30	福岡県	一般導管	<p>需要家から「ガスが出ない」とガス事業者へ通報があったため、調査した結果、当該地区のガス管内に水が流入し滞水していることを確認した。供給支障戸数は周辺需要家132戸。給水管（ポリエチレン管：20mm）からの漏水によるサンドブラスト現象で本支管（ポリエチレン被覆鋼管：50mm）の一部を損傷し、損傷箇所より水道水が流入したことによる。</p> <p>【原因：サンドブラスト】</p>

3. ガス事事故事例

(参考3) 令和5年に九州管内で発生したガス事故一覧③

番号	発生日	発地域	ガス事業区分	災害・事故の概要
11	9/5	福岡県	小売	<p>需要家から「コンロから音がし、臭気がある」とガス事業者へ通報があったため、調査した結果、強化ガスホースのコンロ側接続部の焼損と微量のガス漏れを確認した。清掃でコンロを都度移動させているという問診結果より、器具側の強化ガスホース接続部に繰り返し過度な応力がかかり微量なガス漏えいが発生、コンロの炎が着火原となり引火、強化ガスホース焼損に至ったものと推測される。</p> <p>【原因：強化ガスホースへの過度な負荷応力】</p>
12	9/24	熊本県	一般導管	<p>需要家から「ガスが出ない」とガス事業者へ通報があったため、調査した結果、当該地区のガス管内に水が流入し滞水していることを確認した。供給支障戸数は周辺需要家106戸。給水管（ポリエチレン管：20mm）からの漏水によるサンドブラスト現象で本支管（ポリエチレン管：75mm）の一部を損傷し、損傷箇所より水道水が流入したことによる。</p> <p>【原因：サンドブラスト】</p>
13	9/27	長崎県	小売	<p>需要家から、「瞬間湯沸器（RF式）を使用した際に爆発音がして変形した」とガス事業者へ通報があったため、調査した結果、当該機器のフロントカバーが変形しているのを確認した。当該建物では塗装業者による外壁塗装工事が行われており、当該機器の給排気口が養生力バーで覆われていた状態であることを確認した。給排気口が養生力バーで覆われた状態で当該機器を使用し、正常な燃焼とならず、未燃ガスが滞留、点火操作を繰り返したことで、点火スパークにより滞留した未燃ガスに着火、異常燃焼し、フロントカバーの変形に至ったものと推測される。</p> <p>【原因：養生力バーによる異常燃焼】 ※13と14は同団地で発生。同様の事故だが別の事故。</p>
14	9/27	長崎県	小売	<p>需要家から、「瞬間湯沸器（RF式）を使用した際に爆発音がして変形した」とガス事業者へ通報があったため、調査した結果、当該機器のフロントカバーが変形しているのを確認した。当該建物では塗装業者による外壁塗装工事が行われており、当該機器の給排気口が養生力バーで覆われていた状態であることを確認した。給排気口が養生力バーで覆われた状態で当該機器を使用し、正常な燃焼とならず、未燃ガスが滞留、点火操作を繰り返したことで、点火スパークにより滞留した未燃ガスに着火、異常燃焼し、フロントカバーの変形に至ったものと推測される。</p> <p>【原因：養生力バーによる異常燃焼】 ※13と14は同団地で発生。同様の事故だが別の事故。</p>

3. ガス事事故事例

(参考3) 令和5年に九州管内で発生したガス事故一覧④

番号	発生日	発生地域	ガス事業区分	災害・事故の概要
15	10/8	福岡県	小売	<p>需要家から「炊飯器に接続している強化ガスホースから出火、器具ガス栓閉止にて鎮火した」とガス事業者へ通報があったため、調査した結果、強化ガスホースのガス栓側接続部の焼損及び亀裂部からの漏えいを確認した。炊飯器の排気や蒸気に長期にさらされ強化ガスホースが硬化し、炊飯器をスライド式置台に載せて前後に移動していたため、強化ガスホースに応力がかかり損傷、炊飯器の炎が着火源となり、漏えいしたガスに引火したものと推測される。</p> <p>【原因：強化ガスホースへの過度な負荷応力】</p>
16	10/30	熊本県	一般導管	<p>需要家から「ガスが出ない」とガス事業者へ通報があったため、調査した結果、当該地区のガス管内に水が流入し滞水していることを確認した。供給支障戸数は周辺需要家162戸。給水管（ポリエチレン管：20mm）からの漏水によるサンドブラスト現象で本支管（ポリエチレン管：50mm）の一部を損傷し、損傷箇所より水道水が流入したことによる。</p> <p>【原因：サンドブラスト】</p>
17	12/26	福岡県	一般導管	<p>需要家から「ガスが出ない」とガス事業者へ通報があったため、調査した結果、当該地区のガス管内に水が流入し滞水していることを確認した。供給支障戸数は周辺需要家196戸。解体業者が、整地工事中に灯外内管（鋼管：40mm）と給水管（40mm）を同時に損傷し、給水管から漏水した水道水が灯外内管に流入したことによる。</p> <p>【原因：他工事】</p>

目次

1. ガス事業法における保安と技術基準
2. ガス事故関係
3. ガス事故事例
4. **立入検査関係**
5. ガス事故報告
6. 台風及び豪雨時の情報収集・報告
7. **ガス事業法の手続きは保安ネットで!!**
8. **ガス事業法関係の改正等**

4. 立入検査関係

(1) 立入検査とは

ガス事業者においては、①～③を柱とする自主的な保安体制の確保を図ることとしております。

- ①ガス工作物の技術基準の適合
- ②ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安規程
- ③ガス主任技術者制度

ガス事業者が日頃実施している業務、保安等について、それが適正に行われていることを国として確認するために、経済産業省の職員を事業所に立ち入らせて、ガス工作物、帳簿、書類、その他の物件を検査することができるものとされています（ガス事業法第172条第1項）。

**立入検査を実施することで、
ガス事業者の法令遵守等を確認し、ガス事業法の執行の適正化を図る。**

参考：ガス事業法第172条第1項

経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4. 立入検査関係

(2) 立入検査における確認内容

■ 技術基準の適合状況

技術基準（ガス工作物の技術上の基準を定める省令、ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示）適合状況の確認。具体的には、ガス工作物の稼働状況や巡視・点検の記録、事故・不具合の発生記録とそれに対する対処状況、事故・不具合を未然に防ぐ対策の実施状況などを確認。

■ 保安規程の遵守状況

保安規程に定める基準に沿って保安に係る業務が適切に実施されているかの確認。具体的には、保安管理組織の人員配置状況や教育・訓練の計画状況及び実施状況（日常業務を通じた教育及び訓練や年間計画に沿って実施される教育及び訓練）などを確認。

■ ガス主任技術者の選任、保安監督業務の実施状況

選任された者が保安関連業務の実施について適切に関与していることの確認。具体的には、ガス工作物の巡視・点検、教育等の記録を適切に確認しているか、必要に応じて助言をしているかなどを確認。

■ 使用前自主検査及び定期自主検査の実施状況

ガス工作物の工事中、工事完了時において、適正な巡視、点検、検査を行っているか。また定期自主検査が実施されているかの確認。具体的には、使用前自主検査、使用前検査、定期自主検査の記録が適切に保存されているかなどを確認。

■ その他ガス事業法の保安に関する遵守状況

消費機器に関する周知及び調査を適切に実施しているか、経年管対策の進捗状況、ガス事故の通報・処理体制などを確認。

4. 立入検査関係

(3) 立入検査結果による改善指導の流れ

法令違反が確認された場合

- 後日、九州産業保安監督部長名により「改善指導書」を交付し、「改善結果の報告書」の提出を求める。
- 違反内容が恒常的又は悪質な場合は、嚴重注意（文書）のうえ、事業者名及び法令違反の内容を九州産業保安監督部ホームページで公表。
- 改善指導に従わない、改善内容が不十分な場合は、「技術基準適合命令」、「保安規程変更命令」又は「保安業務規程変更命令」を交付する。

⇒その後、違反事項の改善進捗状況を随時フォロー。

法令違反の疑義があり改善の必要がありと認められた場合

- 検査終了時に「立入検査結果の確認書」を作成のうえ、事業者責任者、ガス主任技術者及び保安業務監督者等との双方にて確認し、「改善報告書」の提出を求める。

⇒その後、改善進捗状況を随時フォロー。

4. 立入検査関係

(4) 過去の立入検査結果

立入検査の実施状況（過去5年）

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業者数	23	7	7	9	23
法令違反数	0	0	0	0	0

令和5年度 立入検査での文書による改善指導事項の件数

改善指導事項の内容	件数
保安規程・保安業務規程の未遵守	0
定期自主検査の不備	3
導管漏洩検査の不備	2
消費機器調査の不備	1
ガス工作物等の不備	0
各種点検記録の不備	1
保安教育の不備	0

4. 立入検査関係

(5) 令和6年度の立入検査の状況

1) 立入対象事業者の選定

- 自己責任によるガス事故の発生事業者
- 立入検査方針を踏まえ、重点確認項目により確認が必要な事業者
- 厳重注意・行政処分を行った事業者
- ガス保安の実態把握が必要な事業者
- 前回の検査から、概ね10年以上経過している事業者
- 大規模地震の発生する可能性がある地域に所在する事業者

⇒令和6年度の立入検査対象は23事業者

2) 令和6年度の立入検査の状況（6月14日末時点）

- 5事業者に対して立入検査を実施
- うち、確認書を交付して改善報告を求めた事業者は1事業者
→導管漏洩検査において、約5m間隔でボーリングを実施すべきところ、実施されていない。（技省令第51条第1項）

4. 立入検査関係

(5) 令和6年度の立入検査の状況（気づき事項～書類検査編①～）

1. 緊急対応の記録

- ✓ ガス事業法と液石法の記録が混在している。

2. 緊急連絡体制表

- ✓ —

3. 巡視・点検の記録

- ✓ 1週間点検において、液面（残量）の確認がなされていない。
- ✓ 1週間点検において、点検項目が不足している。
- ✓ 1週間点検と容器交換時点検において、記録されている低圧部の指示値が大きく違う。
- ✓ ゲージ圧と自記圧計の指示値が大きく違う(±0.2kpa以上あり)。

4. 期限管理

- ✓ —

5. 消費機器調査

- ✓ 開栓時に調査すべき、ガス種の適合・不適合が記録されていない。
- ✓ 開栓時に調査すべき項目が、調査票に記録されていない。
- ✓ 調査対象消費機器の定義を理解されないまま、調査を実施している。
- ✓ 未使用ガス栓の措置がゴムキャップのみ（できれば誤解放防止カバーの取付を）

6. 保安教育・訓練

- ✓ 保安規程・保安業務規程に定める教育・訓練が年間計画に反映されていない。
- ✓ 保安規程・保安業務規程に定める教育・訓練の一部が実施されていない。

4. 立入検査関係

(5) 令和6年度の立入検査の状況（気づき事項～書類検査編②～）

7. 検査記録等

- ✓ 定期自主検査において、接地抵抗が測定されていない。
- ✓ 導管漏洩検査において、実施した路線延長が不足している。
（例）路線延長50mにもかかわらず、ボーリングの箇所が7か所のみとなっている
- ✓ 導管漏洩検査において、漏えいがあったにも関わらず、改善等なされず放置されている。
- ✓ 導管漏洩検査において、集合住宅の1階のパイプシャフトにおいて漏洩検査が実施されていない。

8. 導管図について

- ✓ 設計図面のままで、竣工後の図面が整備されていない。
- ✓ 電化になった需要家宅の灯外内管の有無が確認できない。
- ✓ 埋設深さが記載されていない。

9. 保安規程・保安業務規程

- ✓ —

10. 特監法関係

- ✓ —

11. その他

- ✓ 屋根を変更した（石綿含有スレート⇒鉄板）にも関わらず、工事計画届書が提出されていない。
（石綿含有スレート⇒スレート の場合は届出不要）

4. 立入検査関係

(5) 令和6年度の立入検査の状況（気づき事項～現場検査編①～）

1. 防食措置が不十分

⇒異種金属接触腐食の懸念あり

⇒防食テープまき



2. 防食処置が不十分

⇒異種金属接触腐食によりボルトに錆が発生

⇒テープ巻

4. 立入検査関係

(5) 令和6年度の立入検査の状況（気づき事項～現場検査編②～）

3. 支持金具のナットの締結不良



4. 支持金具のナットが外れている

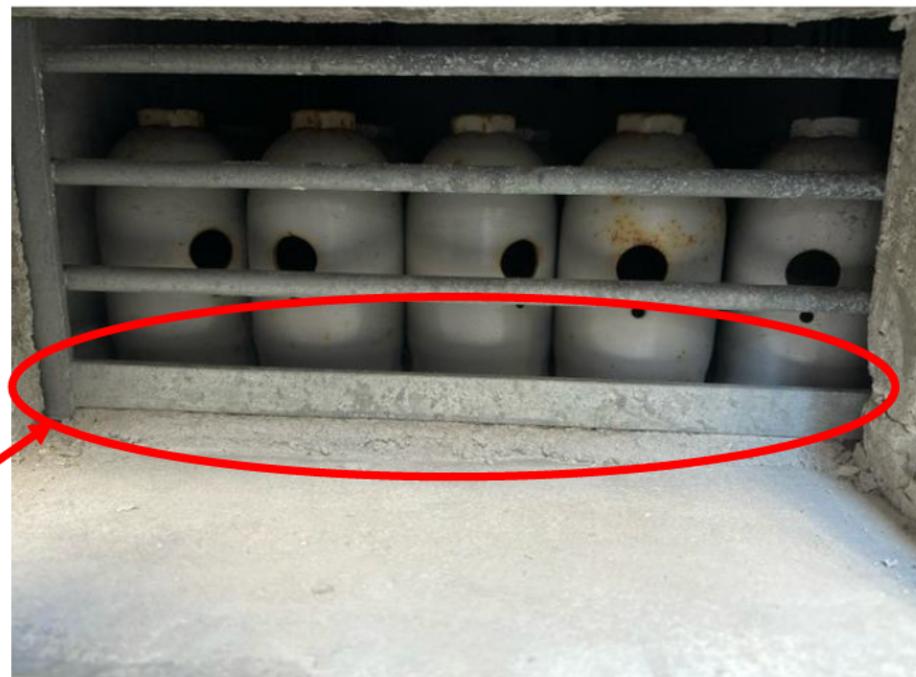
4. 立入検査関係

(5) 令和6年度の立入検査の状況（気づき事項～現場検査編③～）

5. 調整装置の通気口が塞がれている
⇒ダイヤフラムの動きに影響を及ぼす恐れあり



鉄格子を上下逆にとりつけたことにより、底部の空気の流れが阻害されている



6. シリンダーのキャップが換気口をふさいでいる
7. 換気口の鉄格子の取り付けが上下逆になっている

4. 立入検査関係

(5) 令和6年度の立入検査の状況（気づき事項～現場検査編④～）

8. 特定製造所の扉の溝に水が溜まっている



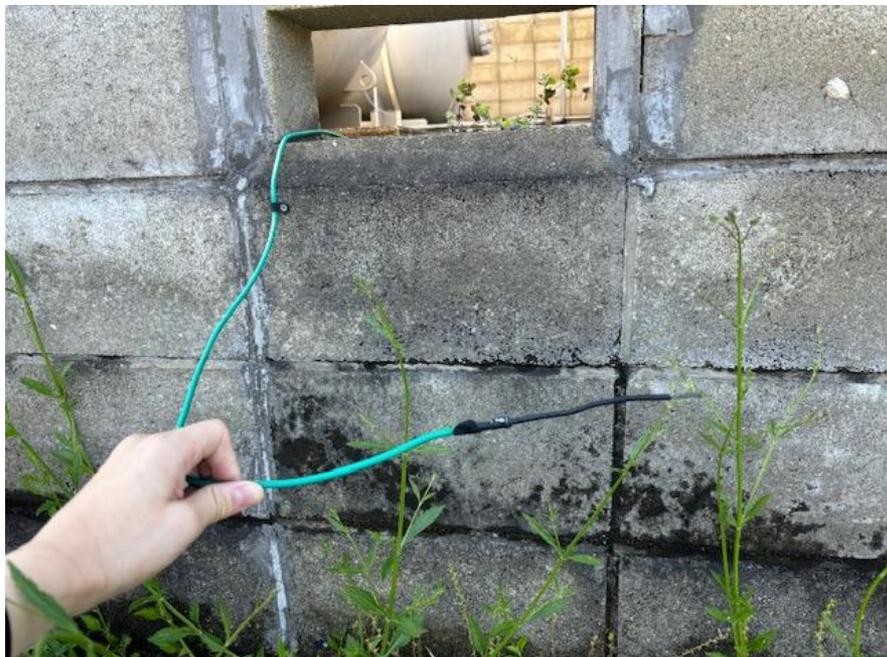
9. ボンベ庫の床面の高さが10cm未満



4. 立入検査関係

(5) 令和6年度の立入検査の状況（気づき事項～現場検査編④～）

10. アース線が切れている



4. 立入検査関係

(5) 令和6年度の立入検査の状況（気づき事項～現場検査編⑤～）

その他気づき事項

- 1 1. 特定製造所の看板の記載内容が古い
- 1 2. 最近再塗装したにも関わらず、集合管が全体が腐食している（塗装の際の、錆取りが不十分？）
- 1 3. 障壁のクラックが補修されていない
- 1 4. 開閉札が取り付けが不足している

4. 立入検査関係

(参考) (令和5年度) 立入検査の改善指導事項の内容

「立入検査結果の確認書」を交付し改善報告を求めたもの

- 定期自主検査の記録の一部が確認できない (法第34条)
- 消費機器の調査の記録が一部確認できない (施行規則第200条)
- 導管の漏えい検査の記録が一部確認できない (技術基準省令第51条)
- 保安規程第14条第3項別表第2に定める点検の内容が記録として不足しているものがある (法第24条第4項)
- 定期自主検査が実施されていない。 (法第34条)
- 定期自主検査が25カ月以内に1回実施すべきところ、実施されていない。 (法第34条)
- 一部の灯外内管の漏えい検査が実施されていない (技術基準省令第51条)

4. 立入検査関係

(参考) (令和5年度) 立入検査での気づき事項 (書類検査編①)

1. 緊急対応の記録⇒緊急対応を実施したと証明できない恐れ!

- ✓ 記録が保存されていない。
- ✓ 液石法の記録が混在している。
- ✓ 緊急対応の内容が記録用紙に明記されていない。

このまま改善されない場合・・・

2. 緊急連絡体制表⇒法令で定める報告が正しくなされず、法令違反に問われる恐れ!

- ✓ 監督部の連絡先が記載されていない。
- ✓ 監督部のメールアドレスが古いままになっている
(新しいアドレス: bzl-kyushu-hoanka@meti.go.jp)
- ✓ 監督部の夜間・休日の連絡先が記載されていない。

3. 巡視・点検の記録⇒保安規定で定める巡視・点検を適切に実施したと証明できなくなる恐れ!

- ✓ 記録表に不足している項目がある。
- ✓ 配送時配送担当者による点検 と 1週間点検において、容器の残量が大幅に違う。
- ✓ 配送時の点検において、残量確認が正しく実施されていない。
- ✓ 他工事の巡回・立ち合いの記録が保存されていない。
(他工事の実績がなくても、巡回したことを記録に残すこと)
- ✓ 特定製造所の圧力計の比較検査が実施されておらず、自気圧計と低圧圧力計の値が異なる。
- ✓ 保安管理者の確認がなされていない。
- ✓ 感震遮断器の作動テストがなされていない。
- ✓ 導管の巡視・点検がなされていない。

4. 立入検査関係

(参考) (令和5年度) 立入検査での気づき事項 (書類検査編②)

4. **期限管理⇒当該品による事故が発生⇒社の責任を問われる(賠償責任) 恐れ!**
 - ✓ 製品の刻印のみで期限管理しており、紙やデータでの期限管理がなされていない。
 - ✓ 高圧ホースの使用期限が10年であるにも関わらず、30年近く更新されていない。
5. **消費機器調査⇒法令で定める調査の実施を証明できず、法令違反に問われる恐れ!**
 - ✓ 調査の計画や進捗管理が委託業者任せになっており、小売事業者としての管理がなされていない。
 - ✓ 調査対象消費機器の定義を理解されないまま、調査を実施している。
 - ✓ 帳簿に記録する項目が不足している。
6. **保安教育・訓練⇒保安規定・業務規程で定める教育の実施が証明できない恐れ!**
 - ✓ 保安規程・保安業務規程に定める教育・訓練が年間計画に反映されていない。
 - ✓ 教育の計画に保安管理者が参画していることが書面で確認できない。
 - ✓ 保安教育の欠席者に対するフォローがなされていない。

4. 立入検査関係

(参考) (令和5年度) 立入検査での気づき事項 (書類検査編③)

7. 検査記録等⇒検査内容が不十分であった場合、法令違反に問われる恐れ！

- ✓ 気密検査において、気密の保持時間が不十分。
- ✓ 耐圧・気密検査において、圧力が不十分。
- ✓ 定期自主検査において、静電気除去に係る接地抵抗値の測定がなされていない。
- ✓ 定期自主検査の検査項目が不足している。
- ✓ 定期自主検査の内容が、設備の点検だけで、技術基準適合状況の確認がなされていない。
- ✓ 導管の漏えい検査において、埋設管がPE管のため埋設部の漏えい検査は不要であるが、特定製造所の直下の被覆鋼管部分は漏えい検査を実施すべきところ、実施されていない。
- ✓ 導管の漏えい検査において、空室の住宅の灯外内管の漏えい検査が実施されていない。
- ✓ 導管の漏えい検査において、延長された導管の漏えい検査が実施されていない。
- ✓ 導管の漏洩検査について、電化となった需要家の当該内管が現存しているにも関わらず、内管の漏洩検査が実施されていない。

8. 導管図について⇒導管図のアップデートを怠ると、図面と現況の不一致が生じ、原因箇所の特定等緊急時の対応に支障被害拡大の恐れ！

- ✓ 施工前の設計図面のみしかなく、導管敷設後の導管図が整備されていない。
- ✓ 導管の種類や深さ、管径などが記載されていない。
- ✓ 電化などにより灯外内管を一部除去したにも関わらず、導管図に反映されていない。

9. 保安規程・保安業務規程⇒責任の所在が不明確となり、行為義務者の自覚が薄くなる恐れや組織の体制管理が適切に行われていないと判断される恐れ！

- ✓ 別表に定める保安管理組織図と実際の会社の状況が異なる。

4. 立入検査関係

(参考) (令和5年度) 立入検査での気づき事項 (書類検査編④)

10. 特監法関係⇒法令に基づき工事を施工したのに、それを証明できない恐れ!

- ✓ ガス消費機器設置工事監督者の資格者が特定工事を施工したにもかかわらず、特定ガス消費機器に表示 (ラベルの添付) がなされていない。
- ✓ 特定ガス消費機器に添付するためのラベルが整備されていない。

11. その他

- ✓ 各種記録類が、保安規程に定める保存期間を満了していないにも関わらず処分されている。
- ✓ 各種記録類に記入ミスが散見される。
- ✓ 各種記録類に、保安管理者が確認したことが確認できない。
- ✓ 各種届出資料を紛失している (特に、工事計画届出書) 。
- ✓ 灯外内管の補修工事を行った後のフォローが不十分。
(工事完了後の確認のみで終わっており、その後の状況確認がない)

4. 立入検査関係

(参考) (令和5年度) 立入検査での気づき事項 (現場検査編①)

1. バルク貯槽を基礎に固定するナットの取り付けに誤り

- ・ナットの上下が逆になっている
- ・締め付け強度を十分に発現することができず、ナットが緩んでしまっている事例が散見される



2. Uボルトの取り付けの取り付けが不十分

- ・締め付け強度を十分に発現することができず、ナットが緩んでしまっている事例が散見される
- ⇒座金を使用し、支持金具とナットの接触面積を広げる。
- ⇒ナットからねじ山2以上を出したうえで、かしめる。

4. 立入検査関係

(参考) (令和5年度) 立入検査での気づき事項 (現場検査編②)

3. 容器を固定するチェーンをかけるフックが外れかけている
- ・フックが外れかけており、放置しておくと容器の転倒につながる恐れあり
- ⇒貫通式のフックに取り替え

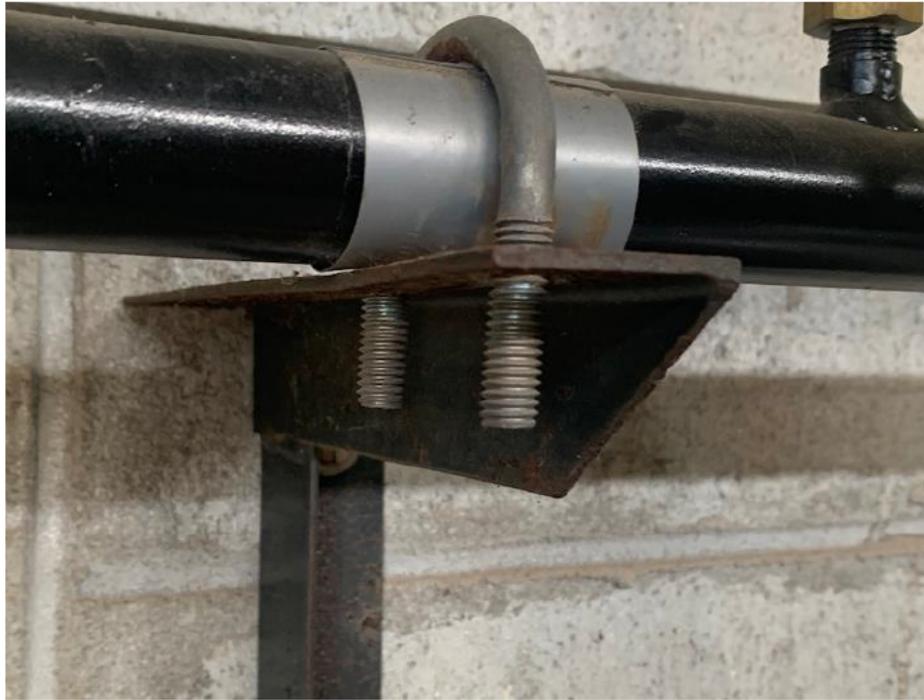


4. 防食措置が不十分
- ・放置しておくと、さらにボルトの腐食が進む
- ⇒鋼管に防食テープを巻く

4. 立入検査関係

(参考) (令和5年度) 立入検査での気づき事項 (現場検査編③)

5. Uボルトを固定するナットが取り付けられていない
・固定できていない。
⇒ナットの取り付け

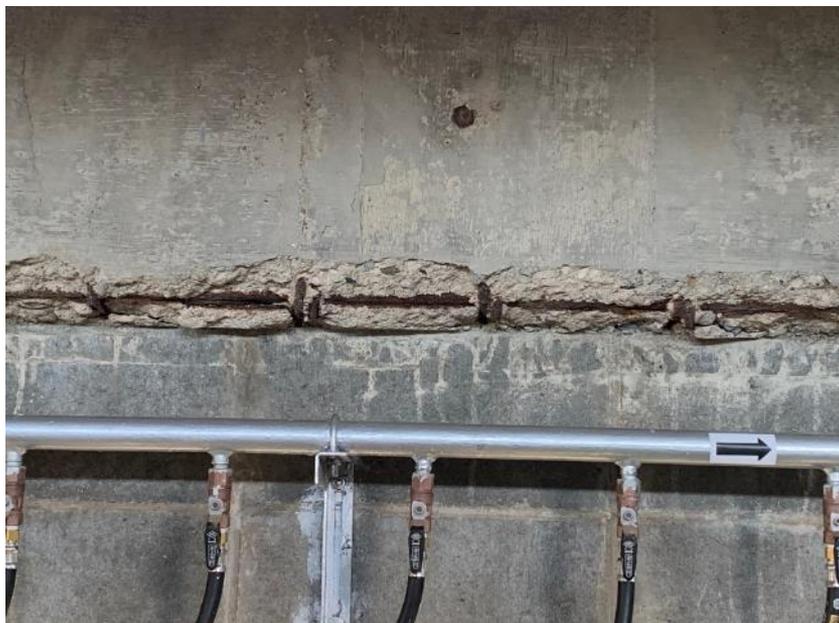


6. ポンベハウスの基礎の高さが10cm未満
・基礎の支持力の不足、漏洩したガスの逆流
⇒特定製造所修正の整備

4. 立入検査関係

(参考) (令和5年度) 立入検査での気づき事項 (現場検査編④)

7. 障壁のコンクリートの一部剥離
- ・強度不足により、障壁の効果不十分
- ⇒障壁の補修補修



7. 障壁のコンクリートクラック

4. 立入検査関係

(参考) (令和5年度) 立入検査での気づき事項 (現場検査編⑤)

8. ボンベ庫の屋根が壊れている
・雨漏りによる設備の腐食

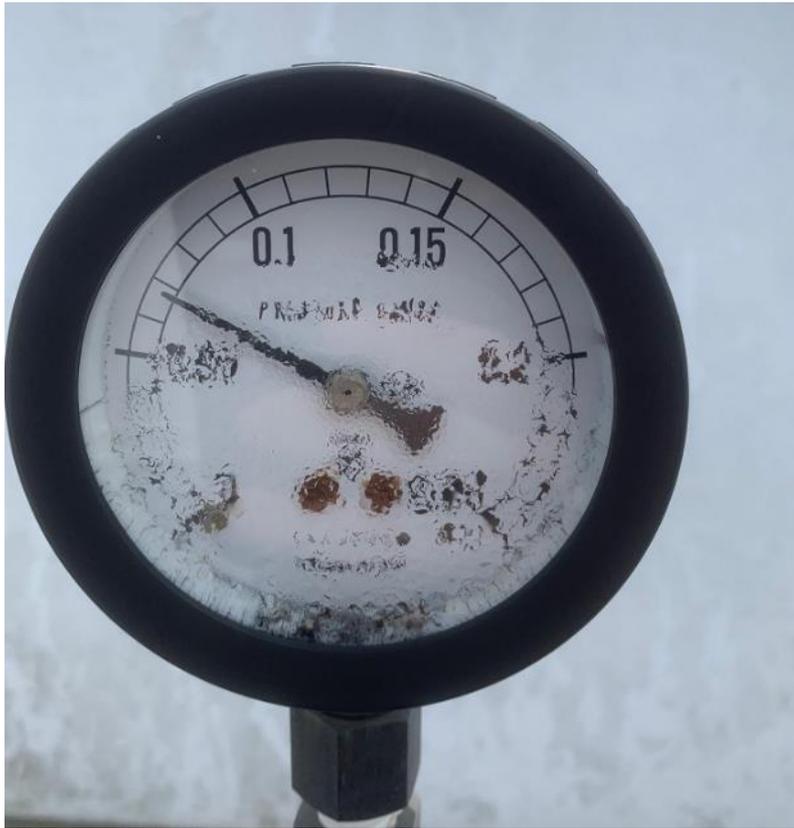


9. 容器が配管に近接している
・容器の接触による配管の破損
⇒容器の位置の変更、パイプガードの設置

4. 立入検査関係

(参考) (令和5年度) 立入検査での気づき事項 (現場検査編⑥)

- 1 0. 高圧圧力計内部に水が浸入している
・針の腐食による健全性の低下
⇒メーカーによる点検・交換



- 1 1. ボンベ庫入口の接地板にゴムマットを乗せている
・静電気除去の効果が得られない。
⇒ 配送業者への注意喚起、ゴムマットの撤去

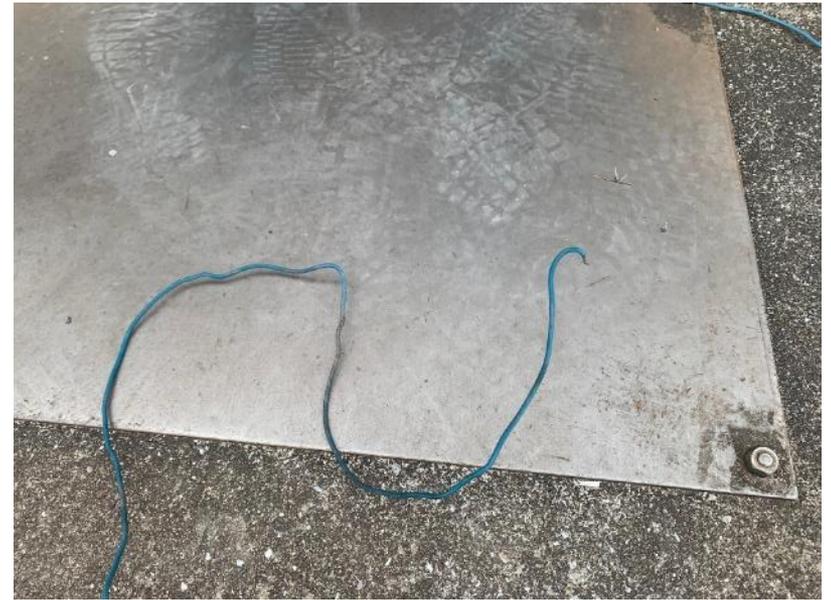
4. 立入検査関係

(参考) (令和5年度) 立入検査での気づき事項 (現場検査編⑦)

1 2. 切れたアース線

・静電気除去の効果が得られない。

⇒線のつなぎ直し、配送業者への注意喚起



1 2. 切れたアース線

目次

1. ガス事業法における保安と技術基準
2. ガス事故関係
3. ガス事故事例
4. 立入検査関係
5. **ガス事故報告**
6. 台風及び豪雨時の情報収集・報告
7. ガス事業法の手続きは保安ネットで!!
8. ガス事業法関係の改正等

5. ガス事故報告

(1) ガス事故の報告先

R6.4.1現在

ガス事業者

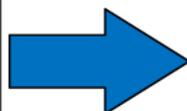
九州産業保安監督部 保安課

ガス小売事業者

一般ガス導管事業者

特定ガス導管事業者

ガス製造事業者



<平日・昼間>

TEL: 092-482-5527・5528

FAX: 092-482-5932

<休日・夜間>

①保安課長
防災携帯
メール

②課長補佐
防災携帯
メール

(注)番号は報告優先順位

保安課メール: bzl-kyushu-hoanka@meti.go.jp

※ 24時間以内可能な限り速やかに報告
(ガス関係報告規則4条)

5. ガス事故報告

(2) 九州産業保安監督部への報告にあたっての留意事項

1. 報告にあたっては先ず電話。(夜間・休日は「携帯電話」へ)

- ①製造・供給に係る事故は、事故発生時から24時間以内に報告。
- ②消費に係る事故は、事故を知った時から24時間以内に報告。

2. 特に、次の場合は、夜間・休日を問わず「速やかに」報告

- ①人損事故（疑い、可能性を含む） ※人損事故とは、死亡、負傷、中毒又は酸素欠乏症
- ②火災認定事故（疑い、可能性を含む）
- ③社会的な影響・関心が高い事故

3. 事故速報による報告

- ①警察、消防による検証又は需要家が入院等のため事故状況等が不明な場合
事故概要、人損の程度、事故原因等は分かる範囲で記載し、「**詳細は調査中**」と記載する。
また、状況が確認でき次第「**事故速報（第2報）**」として報告。
※報告は、様式集の**事故速報様式「ガス事故報告の運用について**」を利用してください。
- ②事故詳報は、製造・供給に係る事故が発生した日から30日以内、消費に係る事故は発生を知った日から30日以内に報告。

目次

1. ガス事業法における保安と技術基準
2. ガス事故関係
3. ガス事故事例
4. 立入検査関係
5. ガス事故報告
- 6. 台風及び豪雨時の情報収集・報告**
7. ガス事業法の手続きは保安ネットで!!
8. ガス事業法関係の改正等

6. 台風及び豪雨時の情報収集・報告

(1) 台風・豪雨時の報告①

- 台風・豪雨時における監督部への報告については、M E T I ルールに基づき、被害が発生していない場合でも臨時対応開始（終了）報告を専用様式で保安課メール（bzl-kyushu-hoanka@meti.go.jp）あてに送信をお願いします。メールが使用できない場合はF A X、またF A Xも使用できない場合は、電話で報告（休日・夜間は防災携帯へ連絡）をお願いします。
- なお、夜間・休日にメールで報告する際には、保安課のメール（bzl-kyushu-hoanka@meti.go.jp）以外に保安課課長及び保安課課長補佐の防災携帯メールの追加をお願いします。
- 被害が発生している場合、専用様式によるメール又はF A Xによる報告に加えて、平日（勤務時間内）については、執務室に電話連絡（092-482-5527・5528）をお願いします。また休日及び夜間については、優先順位①**保安課課長**②**保安課課長補佐**あてに電話連絡をお願いします。

保安課 T E L : 0 9 2 - 4 8 2 - 5 5 2 7、5 5 2 8

保安課 F A X : 0 9 2 - 4 8 2 - 5 9 3 2

保安課メール : bzl-kyushu-hoanka@meti.go.jp

<休日・夜間> (注) 優先順位は○番号順

①保安課課長

②保安課課長補佐

6. 台風及び豪雨時の情報収集・報告

(1) 台風・豪雨時の報告②

1. 臨時対応開始の報告

供給エリアにおいて、下記の(1)又は(2)の状態となり臨時対応を開始した際は、別添様式(エクセルファイル)にて「臨時対応開始」を報告願います。

(1) 警戒レベル4相当の「土砂災害警戒情報」等が概ね4時間以上継続発表

(2) 市町村から警戒レベル4「避難指示」が発令

ただし、個別の地域、個別の状況に応じて政府として必要と判断し、被害情報収集の指示が発出された場合、当該指示に基づき個別対応

2. 報告対象事象

臨時対応開始後において、供給エリアにおいて、明らかに台風・豪雨による影響で発生したと判断される以下の事象が発生した際は、報告単位毎に別添様式(エクセルファイル)にて報告願います。

報告事象	報告単位	報告様式	報告方法
土砂崩壊等による本支供給管の折損又は特定ガス発生設備等の浸水等に伴う100戸未満の供給支障	1～30戸未満 30～60戸未満 60～100戸未満 100戸以上(事故報告対象)	様式 (エクセルファイル)	メール(メール不可の場合は電話でも可) ただし、被害が発生した場合電話でも報告
早急に防護が必要と判断される高圧・中圧の導管露出	1事象毎		
供給支障に至る卸供給の途絶等	1事象毎		

※差水による供給支障は、その直接的な原因がガス管・継手部の腐食であるため、対象外とする。また、建物倒壊や浸水等の需要家側の事情に伴って、予防保全のためにガスの供給を停止した場合も対象外とする。

3. 臨時対応終了の報告

1. の(1)又は(2)が解除になってから24時間経過後、臨時対応を終了した際には、別添様式(エクセルファイル)にて「臨時対応終了」の報告をお願いします。

6. 台風及び豪雨時の情報収集・報告

(2) 報告様式の変更 (令和5年4月1日より変更)

報告の様式 (改正前)

豪雨における被害状況と復旧見込み(〇月〇日〇時〇〇分 現在)

事業者	No.	被害件名	住所	被害規模(供給支障 ^{※1})				被害規模(導管露出 ^{※2})	即供給途絶等 ^{※3}	対応状況 保安措置または 防護措置	報告完了サイン	行政庁への要望事項等
				1~10戸未満	10~20戸未満	20~30戸未満	30戸以上 (事故報告対象)	露出延長 単位:m	即供給事業者名 想定される障害内容			
	1											
	2											
	3											
	4											

- 注1:土砂崩壊等による本支供給管の折損又は特定ガス発生設備等の浸水等に伴う30戸未満の供給支障^{※1} ※2
 注2:早急に防護が必要と判断される高圧・中圧の導管露出
 注3:供給支障に至る即供給の途絶等^{※3} ※4
 ※1:差水による供給支障の直接的な原因は、ガス管・継手部の腐食であることから対象外
 ※2:建物倒壊や浸水等の被害家側の事情に伴って、予防保全のためにガスの供給を停止した場合は対象外
 ※3:即供給先が報告する(即供給元からは報告不要)
 ※4:別系統等でバックアップ可能であれば対象外

報告の様式 (改正後)

台風等における被害状況と復旧見込み(〇月〇日〇時〇〇分 現在)

事業者	No.	被害件名	住所	被害規模(供給支障 ^{※1})				被害規模(導管露出 ^{※2})	即供給途絶等 ^{※3}	対応状況 保安措置または 防護措置	報告完了サイン	行政庁への要望事項等
				1~30戸未満	30~60戸未満	60~100戸未満	100戸以上 (事故報告対象)	露出延長 単位:m	即供給事業者名 想定される障害内容			
	1											
	2											
	3											
	4											

- 注1:土砂崩壊等による本支供給管の折損に伴う100戸未満の供給支障^{※1} ※2
 注2:早急に防護が必要と判断される高圧・中圧の導管露出
 注3:供給支障に至る即供給の途絶等^{※3} ※4
 ※1:差水による供給支障の直接的な原因は、ガス管・継手部の腐食であることから対象外
 ※2:建物倒壊や浸水等の被害家側の事情に伴って、予防保全のためにガスの供給を停止した場合は対象外
 ※3:即供給先が報告する(即供給元からは報告不要)
 ※4:別系統等でバックアップ可能であれば対象外

台風・豪雨時における報告 QA

■全般

- Q. 報告は義務なのか。報告出来なかった場合の罰則はあるか。
- A. ガス事業法に基づく事故報告ではなく、経済産業省からの要請に基づく任意の報告であり、罰則等の規定は無い。
- Q. 避難指示エリアへの立ち入りの上、報告等を実施が必要なのか。
- A. 大前提として、人命確保が最優先である。社員等を危険なエリアに行かせての対応は不要。

■発動条件

- Q. 発動条件（「土砂災害警戒情報」が概ね4時間以上継続発表、「避難指示」が発令）の確認は常時監視が必要か。
- A. あくまでも任意報告であり、発令を常時監視する等の厳格な運用は不要。テレビ報道等により覚知したところでよい。
- Q. 臨時対応開始・終了報告、被害報告は、どのように報告すれば良いか。
- A. 臨時対応開始・終了報告、被害発生報告は、専用様式に必要事項を記載の上、産業保安監督部及び JGA 又は JCGA 報告先にメールにて報告する。
（いずれも自動集計のため、Excel で書式変更せずに報告）【原則 F A X は不可】
- なお、臨時対応開始・終了報告であって、メール（土日・夜間は防災携帯のメールを含む）にて報告を行った場合は、土日・夜間も含めて産業保安監督部への電話連絡（防災携帯含む）は不要。ただし、被害発生時はメール報告とともに、平日（勤務時間内）は、保安課へ電話、土日・夜間は、産業保安監督部の防災携帯へ電話で報告すること。
- Q. 万が一メール不具合等で専用様式が送付出来ない場合はどうしたら良いか。
- A. 万が一の場合に限り、電話連絡等でも可能とする。
- Q. 土日・夜間も開始・終了報告が必要か。
- A. 宿日直等でもできる範囲で運用することを基本とし、対応が難しい場合は翌営業日の朝の報告も可能とする。ただし、あくまでも開始・終了報告のみであり、被害発生時は土日・夜間も速やかに報告が必要である。

■報告対象

Q. 発動条件に記載のエリアのみで報告すればよいのか。(A 市で避難指示が発生した場合、B 市は報告対象外。)

A. 発動条件に記載のエリア以外では通常の事故報告のみ実施。ただし、例えば運用のし易さを考慮して、供給エリアのどこかで発生した場合全供給エリアを対象とする等、具体的な運用について不明点があれば、産業保安監督部と協議をもらいたい。

<補足A.>

市町村単位で「土砂災害警戒情報」、「避難指示」が発令・解除されるたびに報告することは不要とする。供給エリアで最初に発動条件に合致した時に臨時対応開始報告し、供給エリアが終了条件に合致した時に臨時対応終了報告をする運用に変更する。

【報告様式への記載例】

- ・●月●日(月)●時 供給エリアで「土砂災害警戒情報」が発令、臨時対応を開始。
- ・●月●日(月)●時 供給エリアで警戒レベル3以下に低下後24時間経過(かつ全報告対象の保安措置が完了)、臨時対応を終了。

Q. 「①土砂崩壊等による本支供給管の折損に伴う100戸未満の供給支障」は、内管は対象外か。

A. 面的な被害把握をしたいことから、内管は対象外である。

Q. 「②早急に防護が必要と判断される高圧・中圧の導管露出」は、高中圧の露出時に全て報告が必要か。

A. 小規模な高中圧導管の露出は対象外である。露出に伴う導管折損の可能性が高く、早急に防護が必要と判断される場合のみである。

Q. 「③供給支障に至る卸供給の途絶等」は、供給支障が発生した時点で報告すればよいのか。

A. 別系統等でバックアップ可能であれば報告対象外である。供給支障の可能性が高い場合のみ報告が必要である。

Q. 復旧が長期化する可能性がある場合の特段の対応は何かあるか。

A. 初動対応段階での事故の概要把握を目的として報告単位を1~30戸未満、30~60戸未満、60~100戸未満、100戸以上としているが、被害が発生し、その内容により復旧に時間を要するような事案(数日以上)については正確な供給停止戸数の報告が求められる場合がある。

Q. 差水に起因する100戸件以上の供給支障は、臨時報告の対象となるか。

(参考)

A. 差水に起因する 100 戸以上の供給支障であって、明確に台風・豪雨起因ではないと判断できない場合は、ガス事故報告対象である重要性を鑑み、速報・詳報に加え、臨時報告も必要となる。

ただし、当該場所が地表面まで浸水していないことを確認した場合には、台風・豪雨起因ではないと判断し、臨時報告の対象外とする。

なお、100 戸未満の差水は、浸水の有無に関わらず、臨時報告の対象外とする。

■終了条件

Q. 警戒レベル 3 以下に低下後 24 時間以内に報告対象となる事象が発生した場合、報告は必要か。

A. 必要である。その場合、当該案件も含め、全報告対象の保安措置完了が終了条件となる。

Q. 終了条件に達した場合、速やかに終了報告が必要か。

A. 線状降水帯停滞の継続等により、大雨の断続が予報され、「土砂災害警戒情報」、「避難指示」等の解除、再発表・発令の反復が見込まれる場合は、その都度の終了報告、開始報告を略して、災害脅威の低下が確認されたのちに終了報告を行うことを可能とする。

目次

1. ガス事業法における保安と技術基準
2. ガス事故関係
3. ガス事故事例
4. 立入検査関係
5. ガス事故報告
6. 台風及び豪雨時の情報収集・報告
7. **ガス事業法の手続きは保安ネットで!!**
8. ガス事業法関係の改正等

7. ガス事業法の手続きは保安ネットで!!

(1) 保安ネットとは

保安ネットとは、産業保安・製品安全関連法令に関する申請手続きを窓口まで行かなくてもオンラインで記入・申請・審査状況の確認、交付される通知文書の確認が行えるシステムです。

また、2020年6月から電子申請の対象外の法令手続きについても申請書類・添付書類をPDFファイルにして保安ネット内の簡易申請フォームから提出ができるようになりました。

<保安ネット(電子申請)でできること>

- 24時間365日いつでも届出・申請が可能 ※簡易申請も可能
- 入力補助機能でミス無く簡単に入力できる
- 再提出や以前申請した内容の変更手続きが簡単にできる
- 届出・申請の履歴および処理状況の確認が簡単にできる
- 承認後の通知文書がネットで閲覧・確認できる

産業保安法令に基づく手続きについて、インターネットを

利用して提出可能となるシステムです。



24時間 365日
いつでも
届出が可能



ガイド機能で
らくらく入力



再提出も簡単に



届出履歴が
簡単に確認

7. ガス事業法の手続きは保安ネットで!!

(2) 保安ネットでできること

<電子申請対象手続き>

- ガス小売事業者の毎年のガス事故
- 一般ガス導管事業者の毎年のガス事故
- 特定ガス導管事業者の毎年のガス事故
- ガス製造事業者の毎年のガス事故
- ガス小売事業者/一般ガス導管事業者/特定ガス導管事業者/ガス製造事業者の導管改修実施状況
- 旧簡易ガス事業者の導管改修実施状況
- 毎年の消費機器の調査結果

ここをクリック



目次

1. ガス事業法における保安と技術基準
2. ガス事故関係
3. ガス事故事例
4. 立入検査関係
5. ガス事故報告
6. 台風及び豪雨時の情報収集・報告
7. ガス事業法の手続きは保安ネットで!!
8. **ガス事業法関係の改正等**

8. ガス事業法関係の改正等

(1) 最近の改正等一覧

- ガス主任技術者の選任に関する特例承認及び特定製造所に係るガス主任技術者の兼務の範囲に関する告示の運用について（内規）（令和5年8月3日）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/hourei/19fy.html#A18
- ガス事業法関係手数料令の一部を改正する政令（認定高度保安実施事業者制度）（施行日：令和5年12月21日）
<https://www.meti.go.jp/press/2023/12/20231212004/20231212004.html>
- ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令等（認定高度保安実施事業者制度）（施行日：令和5年12月21日,一部規定は令和5年12月20日）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/12/20231221-02.html
- ガス事業法及びガス事業法施行規則の解釈及び運用について（ガス保安関係）（令和6年3月11日）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240311-01.html
- 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部を改正する省令について（令和6年4月1日）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/04/20240408-02.html
- ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令について（大臣特認制度の創設）（令和6年4月27日）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/04/240426-01.html

8. ガス事業法関係の改正等

(2) 最近の改正等一覧（コミュニティーガス関係抜粋）

～令和6年3月11日改正～

① **ガス事業法施行規則の一部を改正する省令について** ⇒スライド93参照

⇒消費機器調査が不適合であった場合において、所有者が措置をとった場合の再調査の期限を緩和するもの

② **ガス事業法及びガス事業法施行規則の解釈及び運用について** ⇒スライド94参照
(ガス保安関係)

⇒開栓時の消費機器調査において、ガス種が不適合であった場合の措置を緩和するもの

～令和6年4月1日改正～

③ **特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部を改正する省令について** ⇒スライド95参照

⇒監督者は、「特定工事の施工場所」だけでなく、適切な場所においてオンラインで監督することが明確化したもの

～今後改正予定?～

④ **開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器の周知の見直しについて** ⇒スライド96参照

⇒開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器（再点火防止装置及び不完全燃焼防止装置あり）を「個別周知対象機器」の対象から除外し、「一般周知」のみとするもの

8. ガス事業法関係の改正等

(2) 最近の改正等一覧（コミュニティーガス関係抜粋）

①ガス事業法施行規則の一部を改正する省令について ～令和6年3月11日改正～

【改正の概要】

消費機器調査に係る技術基準不適合に係る再調査時期の見直すもの

【改正条文】

ガス事業法施行規則第200条第1項第3号ロ（消費機器にかんする調査）

【改正の内容】

消費機器調査の結果、消費機器が技術基準に適合していないために所有者に通知を行った場合、以下の措置を行う必要がある。

- ①毎年度1回以上の頻度で所有者に再通知を行う
- ②通知の日から1か月を経過した日以降5か月以内に再調査を行う

【改正後】

②の再調査について、再調査が5月以内であったところ、「その通知に係る消費機器の所有者又は当該消費機器の技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置をその通知の日から一月以内にとつたことを事業者が知った場合、その通知の日から六月以内」に行うこととした。

8. ガス事業法関係の改正等

(2) 最近の改正等一覧（コミュニティーガス関係抜粋）

②ガス事業法及びガス事業法施行規則の解釈及び運用について（ガス保安関係） ～令和6年3月11日改正～

【改正の概要】

消費機器調査に係る技術基準不適合に係る再通知の取り扱いを緩和するもの

【改正の内容】

開栓時の消費機器調査の結果、燃焼器に対する供給するガス種が不適合であった場合、以下の頻度で所有者に対し、通知・再通知を行う必要がある。

- ①調査後遅滞なく、所有者に通知を行う
- ②**毎年度1回以上の頻度で所有者に再通知を行う**

【改正後】

- ②の再通知について、以下の要件を満たす場合は**毎年度1回以上の再通知を不要とする**。
- ・ 該当機器を使用しないことを所有者（又は占有者）に確認すること。
 - ・ また、その証跡を管理すること

※ガス種が不適合であった場合のみ適用されることに注意すること！

※再調査は、これまでどおり実施する必要があることに注意すること！

8. ガス事業法関係の改正等

(2) 最近の改正等一覧（コミュニティーガス関係抜粋）

③特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部を改正する省令について ～令和6年4月1日改正～

【改正の概要】

令和4年12月に公表された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に基づき、政府全体で、各法令におけるアナログ規制の見直しが進められているところ、特定ガス消費機器の設置又は変更の工事における監督の方法を見直すもの

【改正条文】

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第3条、第5条

【改正の内容】

- これまでは、資格のない者が特定工事を施工する場合は、有資格者が「特定工事の施工場所」において監督する必要があった。
- 今回の改正により、「特定工事の施工場所」だけでなく「特定工事の施工場所又は事務所その他の適切な業務場所」において監督することが可能となった

8. ガス事業法関係の改正等

まだ改正されていないので
ご注意ください！！

(2) 最近の改正等一覧（コミュニティーガス関係）

(参考) 開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器（再点火防止装置及び不完全燃焼防止装置あり）の周知の見直しについて

【概要】

令和6年2月に開催したガス安全小委員会において、開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器（再点火防止装置及び不完全燃焼防止装置あり）の周知頻度見直しについて検討した。

近年の事故の発生状況を踏まえ、**開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器（再点火防止装置及び不完全燃焼防止装置あり）**を「個別周知対象機器」の対象から除外し、「一般周知」のみとするもの。

【一般周知と個別周知の関係】

	周知対象又は消費機器の種類	現行周知頻度	周知事項
周 知 般	(1)全需要家（(2)を除く）	2年に1回以上	イ～ニ、リ
	(2)特定地下街等、特定地下室等、超高層建物、特定大規模建物の需要家	1年に1回以上	
個 別 周 知	<u>(1)開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器※（不完全燃焼防止装置あり）</u>	1年に1回以上	ハ、ホ、リ
	(2)開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器※（不完全燃焼防止装置なし）		ハ、リ
	(3)ガス湯沸器（屋内設置、半密閉燃焼式、不完全燃焼防止装置なし）		ハ、ヘ、リ
	(4)ガスふろがま（浴室内設置、自然排気式、不完全燃焼防止装置なし）		
	(5)ガスふろがま（屋内設置、自然排気式、不完全燃焼防止装置なし）	2年に1回以上	ハ、リ
(6)燃焼面が金属網製のガスストーブ（開放燃焼式、不完全燃焼防止装置なし）	1年に1回以上		

※ガスの消費量が十二キロワット以下。

出展：ガス安全小委員会資料より

8. ガス事業法関係の改正等

(3) 令和6年度の規則等の改正について（コミュニティーガス関係）

～ガス保安分野における「デジタル原則」への適合～

法令	規制・制度	規制・制度の概要	規制の種類	検討の方向性等
ガス事業法	①保安規程	・ ガス事業者に対し、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する「巡視、点検」の記載を義務付け。	①目視規制	・ 目視以外の方法による「巡視、点検」は妨げていない旨の明確化の検討等。（R6.6）
	②立入検査	・ 経済産業省はガス事業者等に対し立入検査をできる旨が規定。	①目視規制	・ オンライン立入検査の要件の検討等（R6.3）
	③定期自主検査	・ ガス事業者に対し、一部のガス工作物については、定期に、自主検査をすることを義務付け。	③定期検査 【対応済】	・ 本年12月21日に施行する認定高度保安実施事業者制度により、定期自主検査の時期の柔軟化を措置済み。（R6.3）
	④ガスの成分検査	・ ガス事業者に対し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損害を与えるおそれのある成分の検査を義務付け。	③定期検査	・ デジタル原則に適合する成分検査技術についての検討等。（R6.6）
	⑤熱量・燃焼性の測定	・ 供給するガスの熱量・燃焼性の測定を義務付け。	③定期検査	・ 今後、測定方法を定めたJISの改正（センサ式計測器による常時測定）が予定（2026）。当該改正JISが法令に取り込めるかの検討等。（R6.6）
	⑥消費機器の定期調査	・ ガス事業者に対し、消費機器の定期的な調査を義務付け。	③定期検査	・ 現地での目視及び実検査を遠隔で代替する技術の検討等（R6.6）
	⑦ガス主任技術者の選任	・ ガス事業者に対し、ガス工作物の工事、維持及び運用の監督者としてガス主任技術者の選任を義務付け。	⑤常駐専任 【一部対応済】	・ 遠隔での監督が確実に実施できることを要件に、兼任が可能であることの明確化を措置済み。 （R5.8：小売・製造（済）、R6.6：一導・準用）
特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律	①実地での監督	・ 特定ガス消費機器を設置する際には、ガス消費機器設置工事監督者に実地に監督させることを義務付け。	①目視規制 → 今回の審議対象	・ 監督が確実に実施できることを要件に、オンラインによる監督が可能であることの明確化の検討等。（R6.3）
	②ガス消費機器設置工事監督者の再講習	・ ガス消費機器設置工事監督者に対し、3年ごとに講習の受講を義務付け。	⑥対面講習 【対応済】	・ オンライン講習（e-learning講習）における要件を明確化し、指定再講習機関に対し、通達済み。（R5.9）
熱供給事業法	①保安規程	・ 熱供給事業者に対し、熱供給施設の工事、維持及び運用に関する「巡視、点検」の記載を義務付け。	①目視規制	・ 目視以外の方法による「巡視、点検」は妨げていない旨の明確化の検討等。（R6.6）
	②立入検査	・ 経済産業省は熱供給事業者等に対し立入検査をできる旨が規定。	①目視規制	・ オンライン立入検査の要件の検討等（R6.3）

ご清聴ありがとうございました

注) 本資料に掲載したデータ・写真等については、以下の点について御留意願います。

- ・ 事故件数；事業者から各監督部へ報告された事故を集計したものであり暫定値（令和5年12月31日現在）です。
- ・ 事故情報（写真を含む）；事故情報は事業者から提出された詳細の内容を抜粋、写真は事業者の了解に基づき掲載しています。